

平成7年度
通商産業省委託調査

平成7年度ゆとり創造型ニュービジネス調査研究
産業におけるデザイン活用促進に関する調査研究
《報告書》

平成8年3月

 三和総合研究所

Sanwa Research Institute Corp.

報告書目次

はじめに

I. デザインの役割と産業における位置づけ	1
1. デザインの本質的な役割	1
2. 企業のデザインに対する認識	3
3. デザイナーに必要とされる能力	4
4. デザインの産業化の必要性	6
5. デザインにおける諸問題	7
(1) デザイナーとクライアント間でのトラブルの実態	7
(2) クライアントとデザイナーの認識のギャップ	11
(3) 知的財産権に関する問題	12
(4) 産業として未成熟であることに起因する問題	15
(5) デザイナーの社会的責任に関する問題	16
II. デザインに係わる資格・認定制度の検討	18
1. 資格・認定制度の一般的意味とその機能	18
(1) 資格・認定制度の機能	19
(2) 資格・認定制度の分類	20
(3) その他	22
2. デザインに関連する既存資格	24
(1) 拡大するデザイン領域と関連する資格	24
(2) デザインに関連する業種における資格	24
(3) デザイン技術・技能に関する資格	25
3. デザインにおける資格・認定制度に関する検討の視点	26
(1) 制度の必要性	26
(2) 制度の具体的効果	28
(3) 制度の基本的機能等についての検討事項	30
4. デザインにおける資格・認定制度に関する具体的事項の検討	32
(1) 制度が対象とするデザイナー	32

(2) 制度の機能の考え方	33
(3) 制度の対象となるデザイン関連項目	34
(4) 各項目毎に必要とされる知識等のレベルの検討	40
(5) 資格・認定の付与方法	42
III. デザインにおける資格・認定制度のあり方	49
1. デザインにおける資格・認定制度の基本的考え方	49
(1) ベースエンド型資格・認定制度	49
(2) ハイエンド型資格・認定制度	49
2. デザインにおける資格・認定制度の基本的方向性	50
3. 資格・認定制度の制度的枠組みの検討	52
(1) 制度的枠組みの検討に際しての課題	52
(2) 制度的枠組みの検討	53
(3) 導入の手順及びその問題点など	56
IV. まとめ	61

《参考資料》

- 参考資料1 平成6年度「デザイン産業研究会」における提言の概要
- 参考資料2 他産業における資格・認定制度の概要
- 参考資料3 デザイン産業の実態
- 参考資料4 参考文献リスト

はじめに

1. 調査研究の背景

デザインの役割とは、単なる造形・色彩的な役割のみならず、新たな価値・ビジネスを創造し、国民の生活にゆとりと豊かさをもたらし、産業を活性化するものである。このようなデザインの役割を積極的に活用することは、長期低迷しているわが国産業・経済を活性化させる「鍵」となるものである。

こうした認識のもと、新たな価値・新産業（ニュービジネス）を創造し、産業を活性化させる役割を担うデザインの、産業における積極的な活用を促進するため、わが国のデザインの産業化、すなわち「デザインと産業のインターフェース」の確立が必要となってきた。具体的な施策のポイントとしては、①人材育成、②ネットワーク化、③資格・認定制度、④デザイン環境の整備があげられる（参考資料1「平成6年度デザイン産業研究会提言の概要」参照）。

2. 調査研究の目的

本調査研究は、デザインの役割である新産業（ニュービジネス）の育成や既存産業と基礎技術の融合による産業活性化機能を最大限に発揮するため、デザインと産業におけるインターフェースの確立（デザインの産業化）が重要であるとの認識のもと、デザインの産業化を支援する有効な手法のひとつとして、デザイナーの能力を客観的に評価できる基準を設け、産業における利用促進を目的とした、資格・認定制度に着目した検討を行うものである。

3. 調査研究の実施方法

（1）研究会の設置による検討

本調査研究においては、以下のメンバーにより構成される研究会を組成し、調査研究全般に対する示唆・助言を行った。

《研究会委員》

	氏 名	所 属 / 役 職
委員長	平野 哲行	株式会社平野デザイン設計 代表取締役社長
委 員	青木 史郎	財団法人日本産業デザイン振興会 Gマーク事業部次長兼プロジェクト推進部長
委 員	池田 和美	社団法人日本デザイン保護協会 常務理事
委 員	河北 秀也	株式会社日本バリエールアートセンター 代表取締役アートディレクター
委 員	小泉 直樹	神戸大学 法学部法律学科 助教授
委 員	佐藤 康三	株式会社コーゾーデザインスタジオ 代表取締役デザインディレクター
委 員	清水 文夫	株式会社清水文夫アーキテクト 代表取締役
委 員	庄野 泰子	音環境デザイナー
委 員	菅井 元康	株式会社蔦屋重三郎商店 代表取締役社長
委 員	長澤 忠徳	長澤忠徳事務所／デザイン研究所
		東北芸術工科大学 デザイン工学部情報デザイン学科 助教授

(委員五十音順 敬称略)

《研究会オブザーバー》

氏名	所属 / 役職
乾 敏一	通商産業省 産業政策局 サービス産業課 課長
小山 智	通商産業省 産業政策局 サービス産業課 課長補佐
加藤 雄三	通商産業省 産業政策局 サービス産業課 総括係長
清水 喬雄	通商産業省 産業政策局 サービス産業課 デザイン政策室 室長
江塚 尚弘	通商産業省 産業政策局 サービス産業課 デザイン政策室 振興班長
藤井 弓子	通商産業省 産業政策局 サービス産業課 デザイン政策室 振興係長
杉山 春男	通商産業省 産業政策局 サービス産業課 デザイン政策室 奨励係長

(敬称略)

《事務局》

氏名	所属 / 役職
葛西 清	三和総合研究所 研究開発第3部 部長
石田 雅之	三和総合研究所 研究開発第3部 主任研究員
荒川 潤	三和総合研究所 研究開発第3部 主任研究員
鳥井 静夫	三和総合研究所 研究開発第3部 研究員

(2) デザイン産業研究会による検討の経緯

①第1回研究会(平成7年12月15日)

デザインにおける資格・認定制度導入の目的およびその必要性についての検討を行った。

②第2回研究会(平成8年1月29日)

デザインにおける資格・認定制度の導入手順および資格対象とするデザイナー層についての検討を行った。また、前回の議論を踏まえ、資格・認定制度が必要となる背景のひとつとしての「デザインにおける諸問題」についての検討を行った。

③第3回研究会（平成8年2月23日）

デザインの資格・認定制度の基本的な方向性および資格・認定制度において必要となる項目（資格要素）の例についての検討を行った。

④第4回研究会（平成8年3月29日）

デザインにおける資格・認定制度の枠組みおよび実際の実施方法およびその問題点についての検討を行った。

（3）文献調査

既存の資格制度の事例研究およびデザインに関する現状把握を目的として、各種文献・統計資料等による調査を実施した。

（4）インタビュー調査

デザインにおける諸問題を把握するために、具体的な事例等について業界関係者にインタビュー調査を実施した。

また、デザインにおける資格・認定制度の検討に際しての参考とするため、大手家電メーカーに対して社内のデザイナー資格制度に関するインタビュー調査を行うとともに、人間工学分野における資格制度の検討状況に関して、関係者に対するインタビュー調査を実施した。

1. デザインの役割と産業における位置づけ

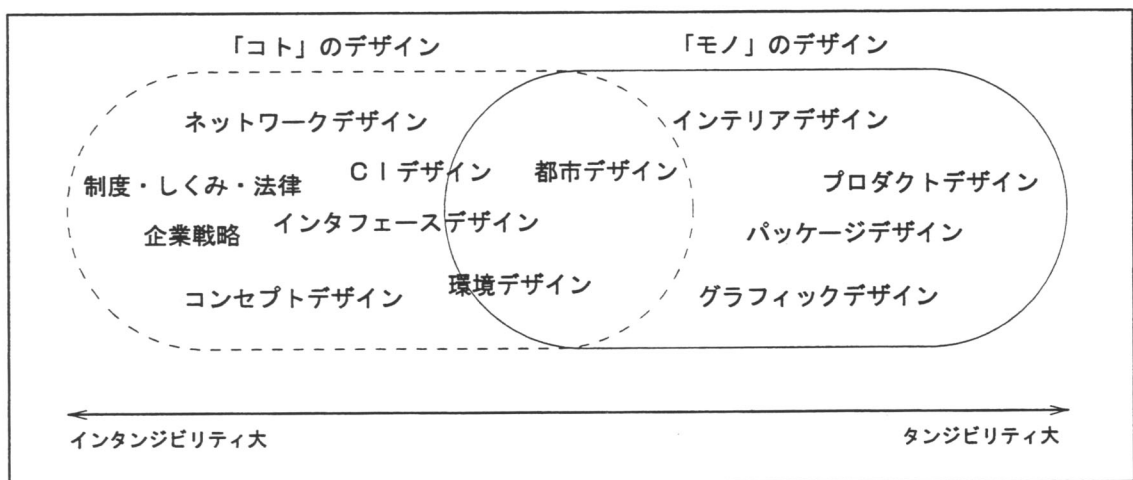
わが国におけるデザイナー数は 18 万とも 20 万人ともいわれているが、平成 2 年の国勢調査によると 156,855 人となっている。統計等の未整備から正確な市場規模を把握することは難しいが、デザイナー 1 人あたりの売上高を 1,561 万円（1992 年「特定サービス産業実態調査報告書」デザイン業編）として、これにデザイナー数である約 15 万人を乗じることにより、産業規模を概算すると約 2.4 兆円規模と推計される。これは出版文化産業（約 3.3 兆円）、国内旅行業（約 2.9 兆円）とほぼ同規模であり、わが国産業における位置づけが次第に大きくなってきている（詳細については参考資料 3 参照）。

以下では、今後、その活用が期待されるデザインの産業における本質的な役割やデザインを巡る諸問題について概観し整理する。

1. デザインの本質的な役割

本稿においてデザインとは、一般的にイメージされがちな造形・色彩的な創造分野だけでなく、新しい価値の創造を行う行為を含めたものとして捉えている。したがってその活用範囲は製品などのカタチのある「モノ」から、企画や企業経営といったカタチのない「コト」へと拡大している（図 I-1 参照）。

図 I-1 「モノ」のデザインと「コト」のデザイン

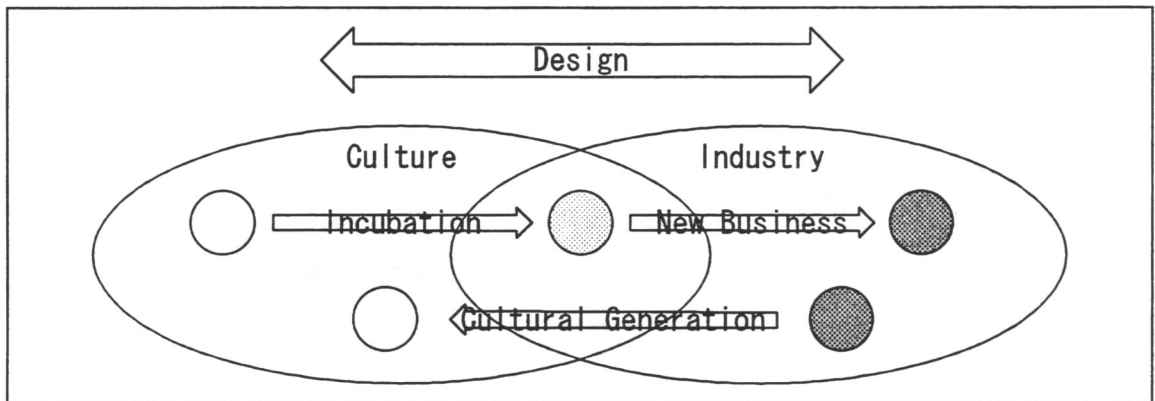


（三和総合研究所：平成 6 年度デザイン産業研究会中間報告書より引用）

また、デザインは、「産業」と「文化」のインタフェースとして機能しているといわれている。企業のもつ技術をベースにして、社会（生活者）に対して新たな価値を創造し、新しい「文化」を提案するとともに、生活者のニーズを捉え、そこから更に新たな産業（ニュービジネス）をも「創造」する力があるといえよう。

このような「文化」と「産業」のインタラクティブな作用の中で「デザイン」が果たす社会的役割は極めて大きい。デザインは、従来のように供給者側からの発想ではなく、文化、すなわち生活者の側からの発想に基づいて、新たな産業（ビジネス）をインキュベート（孵化）し、ニュービジネスの形態へと産業化していく潜在力を有しているといえる。

図 I-2 デザインによる「産業化」「文化化」



（三和総合研究所：平成6年度デザイン産業研究会中間報告書より引用）

多くのニュービジネスの起業家（アントレプレナー）は、自らが意識しているか否かにかかわらず、こうしたデザインのもつ機能を積極的に活用し、新たなビジネスを展開し、生活者に新しい価値を提供しているといえよう。

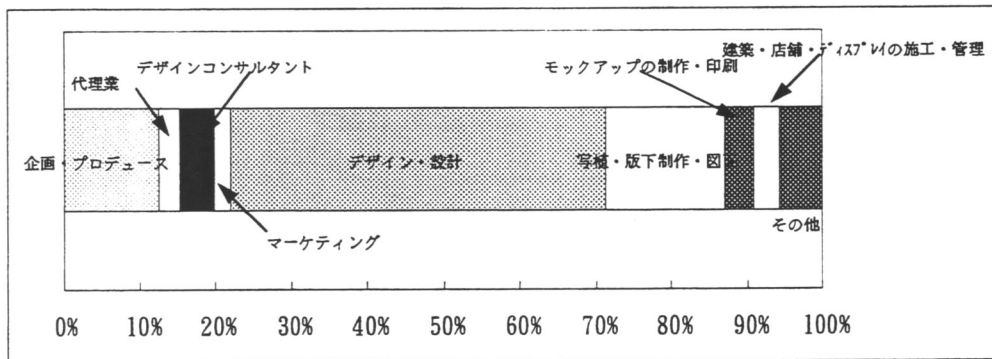
2. 企業のデザインに対する認識

一部の企業（一部の大企業、ニュービジネス企業）においては、デザインに対するこれまでの認識（モノのデザイン、造形・色彩的機能中心）を転換し、上記のようなデザインの本質的な機能を積極的に活用しようとする動き（デザインの戦略的活用）がある。

しかし、一般的には企業におけるデザインに対する認識は、造形・色彩的な分野に留まっているようである。デザイン事務所等の活用方法についても「下請」的な位置づけとして考えられており、現状ではデザインを十分活用しているとはいえない状況にある。

また、「につけいでざいん」誌が1995年4月に実施したアンケート調査によると、デザイン事務所における業務は、「デザイン・設計」に分類される従来のデザイン（モノのデザイン）における業務が約半数(49.3%)を占めており、「企画・プロデュース」(12.5%)、「デザインコンサルティング」(4.7%)を大きく上回っている。また、「写植・版下制作・図面」(16.0%)、「モックアップの制作・印刷」(3.7%)といったデザインの下請的業務が全体の約2割を占めていることも特徴的である。

図 I-3 デザイン事務所の売上高に占める各業務の比率（回答数 380 事業所）



（「につけいでざいん」1995年7月号より引用）

《図 I-3 の売上高に占める各業務の比率の算出方法》

「につけいでざいん」誌が1995年4月に実施したアンケート調査に回答のあった各デザイン事務所における売上構成比率を集計し、各業務毎に平均することによって全体における各業務の比率として算出したものである。

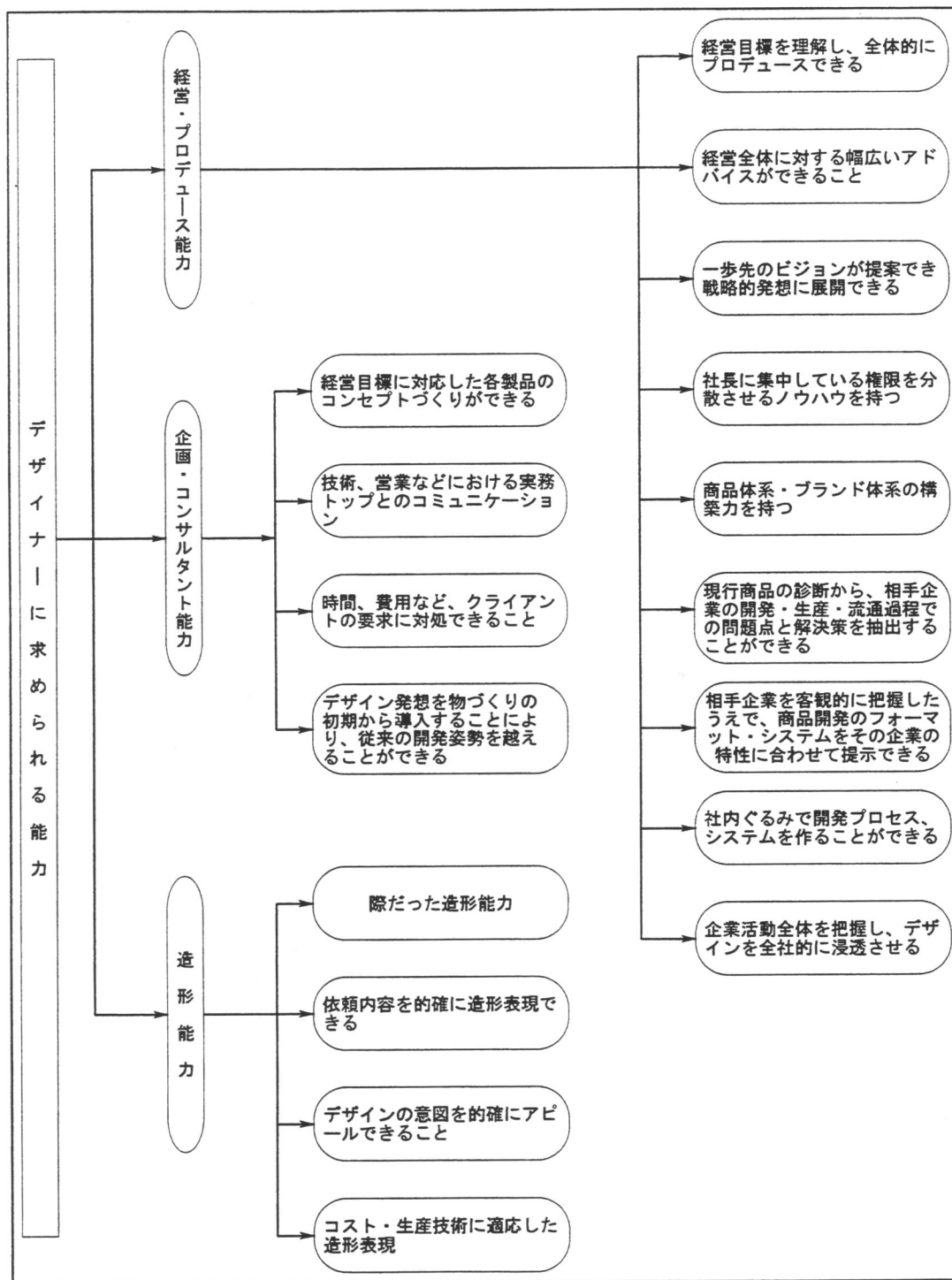
3. デザイナーに必要とされる能力

デザインの活用領域が「モノ」から「コト」へと拡大するに伴い、デザイナーには、アイデアを具体的なカタチにする表現技術に加え、企業活動における「コト」の分野である経営戦略策定や商品企画等で新たな価値創造を行うための様々な知識（経営学、マーケティングリサーチ、マネジメント等）が必要とされるようになっている。

また、デザインの成果物を保護するための知的財産権制度や、環境問題や高齢者福祉、コンピュータネットワークなど、急速に変化する社会環境に対応するための知識も必要となっている。

図 I-4 に（財）日本産業デザイン振興会がデザイン関係者に対して行ったインタビュー調査を基にした「デザイナーに求められる能力の例」を示している。同調査においてもデザイナーに対して、従来の造形能力に加え、企画・コンサルティング能力や経営・プロデュース能力を求めていることがわかる。

図 I-4 デザイナーに求められる能力の例



(出所：(財)機械振興協会経済研究所「デザイン振興に関する調査研究～地域デザインセンター設立の策定」(平成6年4月)より引用。調査委託先の(財)日本産業デザイン振興会がインタビュー調査により作成したものである。)

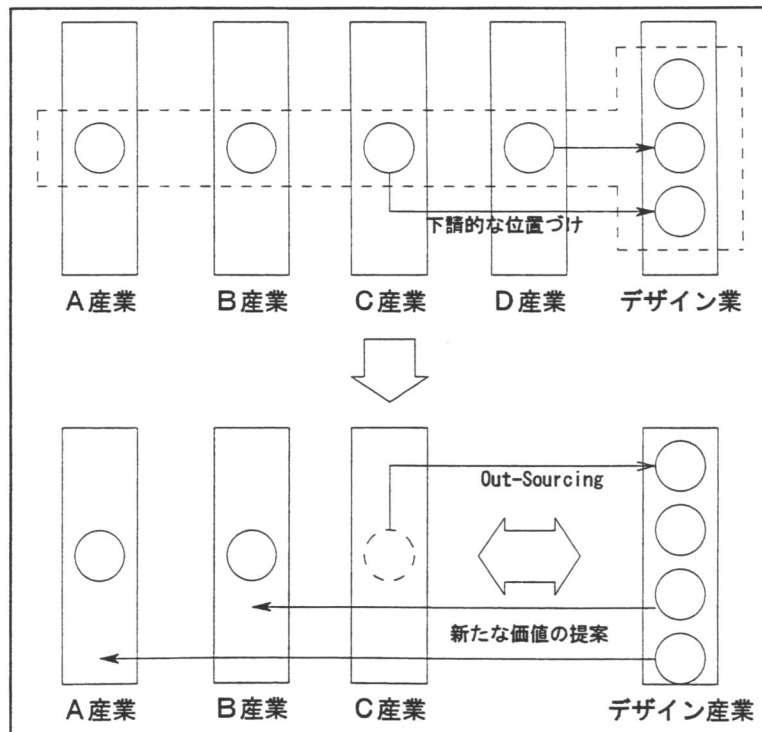
4. デザインの産業化の必要性

わが国デザインの特徴として、インダストリアルデザインに多くみられるようにデザインが家電、自動車等の産業の中に組み込まれ、企業内デザイン（インハウスデザイン）の形態をとっていることがあげられる。また、いわゆるデザイン事務所等はインハウスデザインの下請的な関係にあることが多いといわれている。

最近では企業内のデザイン部門をアウトソーシング化して、独立したデザイン会社とするといった動きもみられるなど、他産業の中に組み込まれ実態が分かりにくかったデザイン業が捉えやすくなる方向性も見られる。しかし、こうした産業におけるデザインの従来の位置づけが変化する兆しがあるにもかかわらず、統計の未整備等を含め依然としてデザインをひとつの産業として捉えることは困難なのが実状である。

こうした状況を踏まえ、企業のデザインに対する造形・色彩的機能が中心であるといった認識を転換させ、産業におけるデザインの活用促進を図るためには、デザインを産業化し、他産業に対してどのような価値を提供する「サービス産業」であるのかをより明確にすることが必要である。

図 I-5 デザインの産業化による産業におけるデザイン活用のイメージ



(三和総合研究所作成)

5. デザインにおける諸問題

生活の価値が多様化し、新たな価値を提供する機能を有するデザインの役割が期待され、その活用が重要視されているにもかかわらず、一般的にデザインには解決すべき多くの問題があるといわれている。そうした背景には、デザイン業が従来クライアント、ユーザーから、特殊な領域における業務として認識されていたこと、また、多くのデザイナー自身も、他者にデザインというサービスを提供する「サービス業」としての認識が低かったことから、サービス業としての業態を確立していないといった点などがあげられる。

以下ではデザイナーとクライアント間のデザイン取引における具体的なトラブルの実態について明らかにするとともに、その背景にある知的財産権や関連知識の不備などによる問題について整理する。

(1) デザイナーとクライアント間でのトラブルの実態

①クライアント側におけるトラブルの内容

1994年の秋期に日本産業デザイン振興会が実施した調査によると、デザイン取引において、クライアント側が認識しているデザイン取引における問題点としては、主に以下の事項が指摘されている（図 I-6 参照）。

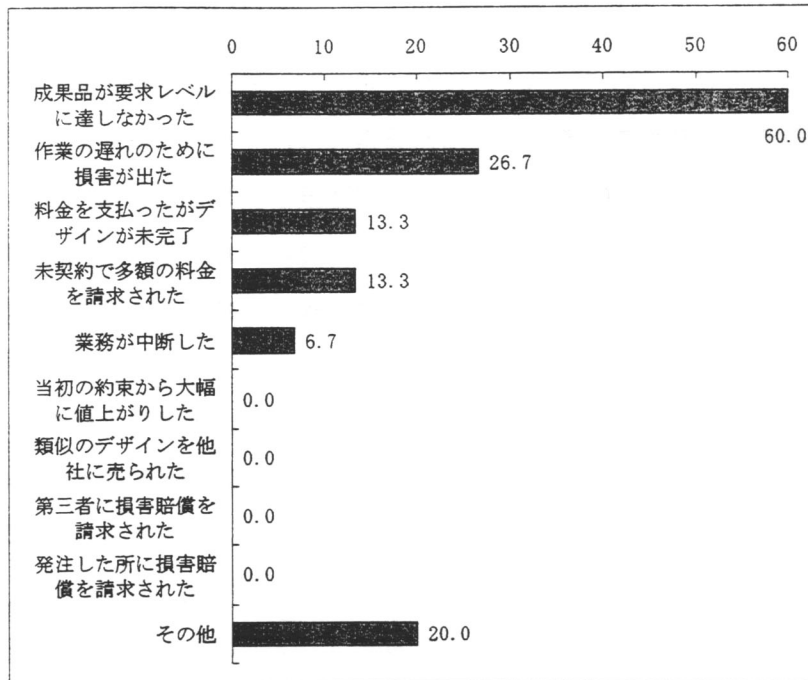
- ・ 成果品が要求レベルに達していない（60%）
- ・ 納期遵守されないための作業遅延（26.7%）
- ・ デザインの未完了（13.3%）
- ・ 未契約で多額の料金の請求（13.3%）

また、この他にも本研究会における検討において委員各位からは、

- ・ 取引契約自体の安全性（契約破棄の危険性などデザイナーに対する信頼性の問題）
- ・ 製品の安全性の確保（PL法に対する配慮の有無）
- ・ 他者の知的財産権等の権利処理（他者権利の尊重）
- ・ 料金体系が不明確
- ・ デザイナーの能力評価が困難

等の事項がクライアント側が考える問題点として指摘されている。

図 I-6 業務上のトラブルの内容（クライアント企業、回答数 15 社）



（日本産業デザイン振興会調査結果、「につけいでざいん」1995.5号より引用）

また、インタビュー調査によって以下のような事例が明らかになっている。

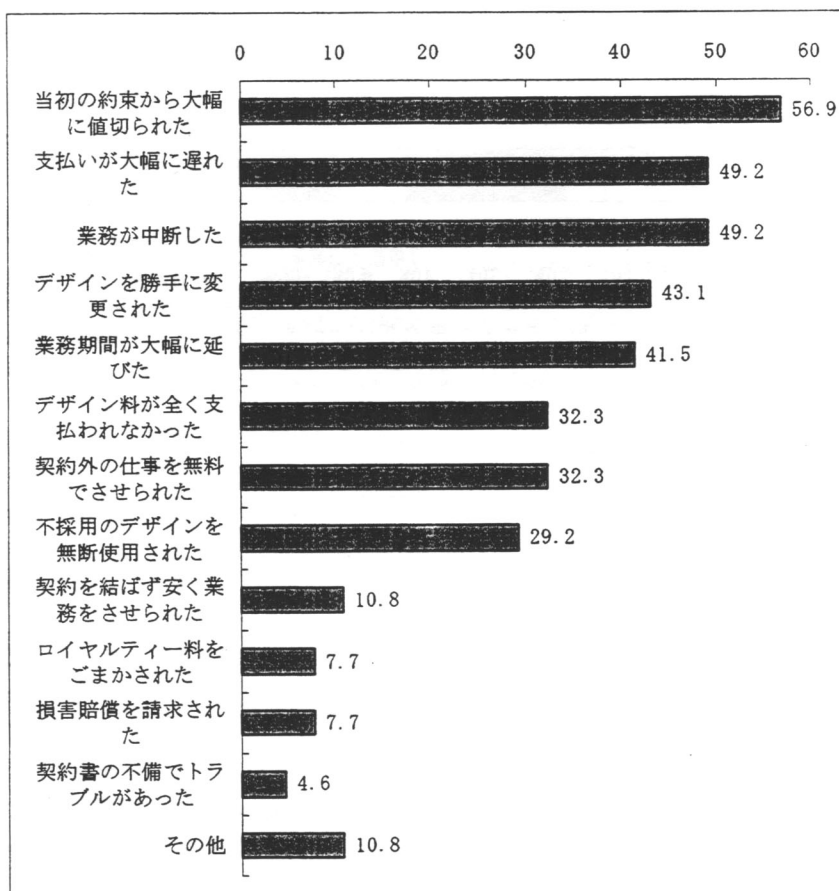
《事例1：クライアント企業のデザイン事務所に対する評価》

- ある地方都市のクライアント企業A社は、デザイン事務所に対して「成果品が要求レベルに達していることは少なく、そもそも高いレベルは期待していない」といった評価を行っている。また、企業 CI など高度なデザイン業務については、地元のデザイン事務所に委託することではなく、東京の大手広告代理店などに依頼するようにしている。
- クライアント企業B社は、デザイナーの能力が不明確であり、業務に適したデザイン事務所を見つけるまでには、1~2社に同じ内容の仕事を発注しなければならず、効率的ではないと指摘している。
- クライアント企業C社はデザイン事務所に業務を委託したが、1ヶ月後、デザイン事務所自体がなくなっており、既に支払った契約金等を失った経験をもつ。

②デザイナー側におけるトラブルの内容

デザイナーが認識しているトラブルとして、1994年の秋期に日本産業デザイン振興会が実施した調査によると、デザイン料に関するトラブルが最も多く、回答デザイン事務所全体の約6割が「デザイン料の大幅な値引き」を経験している（図I-7参照）。また、その他「業務の中断、遅延」など契約の安全性に関するトラブルについても全体の約半数弱のデザイン事務所が経験していることが明らかとなっている。

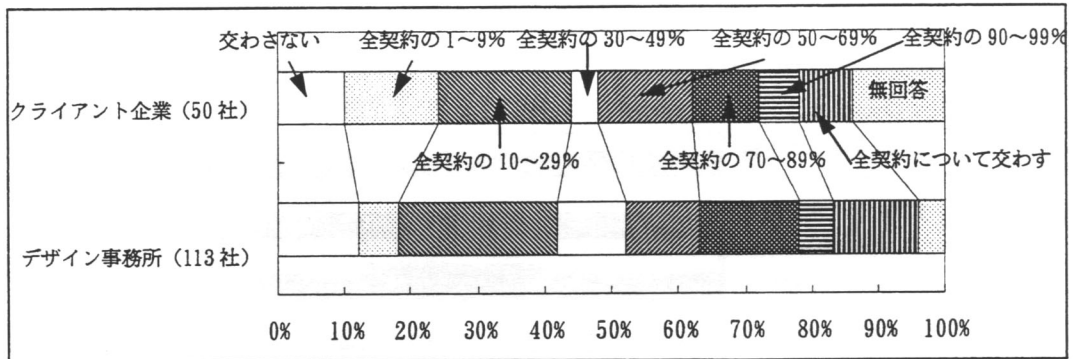
図 I-7 業務上のトラブルの内容（デザイン事務所、回答数 65 社）



（日本産業デザイン振興会調査結果、「につけいでざいん」1995.5号より引用）

こうしたトラブルの背景としては、デザイン事務所とクライアントの間に書面による契約を取り交わしていないといった実態が指摘されている。日本産業デザイン振興会による同調査結果によると、デザイン事務所とクライアント間の取引契約全体の約4割（デザイナー側：44.3%、クライアント側：37.5%）において書面による契約書を交わしているが、契約項目や契約内容の不備、契約の不履行により問題が生じていると考えられる（図I-8参照）。

図I-8 契約を取り交わす割合



注) この図は各クライアント企業、デザイン事務所における全契約に占める書面契約の割合を示している。例えば、クライアント企業において全契約の10~29%が書面による契約である全体に占める割合は、約2割強であることを示している。

(日本産業デザイン振興会調査結果、「につけいでざいん」1995.5号より引用)

また、インタビュー調査によって以下のような事例が明らかになっている。

《事例2：クライアント企業による業務の中断、非採用案の利用》

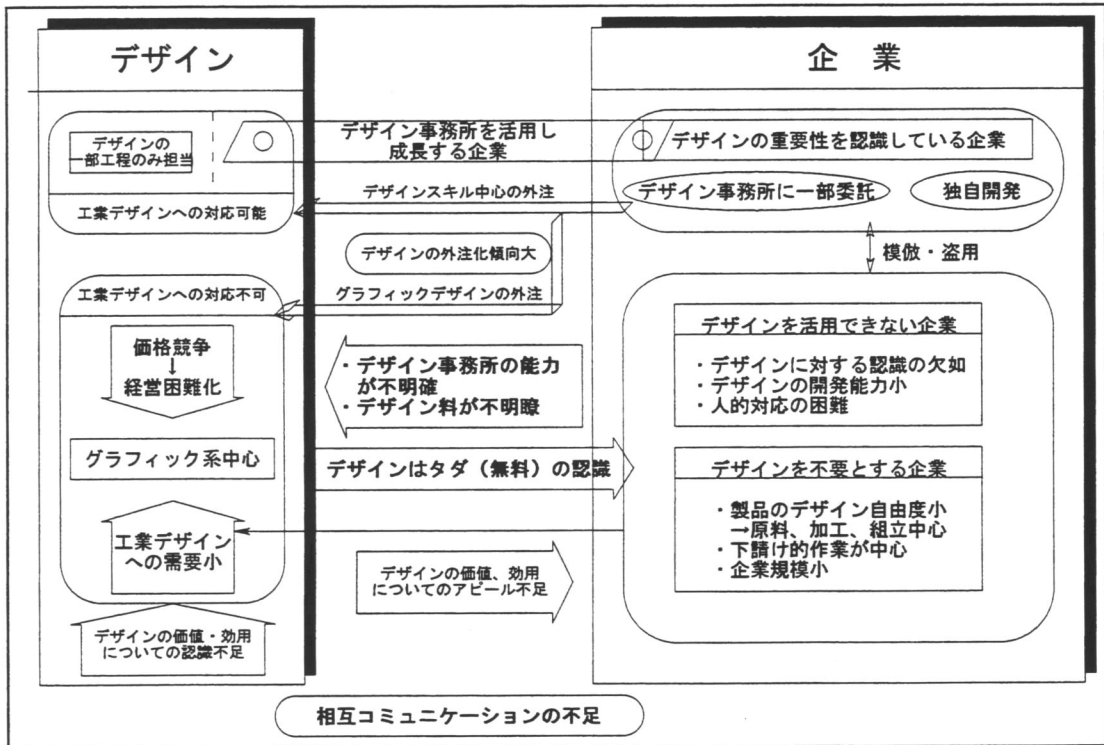
- ・デザイン事務所A社は、クライアント企業から一方的に業務を中断されたが、それまでの業務に対する対価すら支払われず、多大な損害を受けた経験がある。
- ・デザイン事務所B社は、クライアントに提案した案（作品）が不採用となったが、クライアント側はこれを無断で利用し、わずかな変更を加えたものを製品化している。
- ・デザイン事務所C社は、不採用になった案を含めて、委託業務に係わる全ての成果物の権利がクライアント側に帰属するような契約を結ばされている。

(2) クライアントとデザイナーの認識のギャップ

三和総合研究所が平成6年に実施した地方中小企業に対するデザイン活用の実態についてのインタビュー調査によると、地方中小企業（製造業）においては、デザインを企業経営や商品開発段階などに活用している企業は少なく、デザイン業務の一部の外注（テクニカルイラストレーション、モデリング等）や、パンフレット、カタログ等のグラフィック系のデザインが中心であることが明らかとなっている。

また企業側においては「デザインはタダ（何らかの付加サービス）」であるとの認識や、「デザイン料が不明確なため活用しづらい」「デザイナーの能力が不明確」といった認識をもっていることが明らかにされている。

図 I-9 デザインに対する企業の一般的な認識



(三和総合研究所作成)

(3) 知的財産権に関する問題

本研究会においては、意匠法などによる自己の創作物保護の不足や他者のデザインの無断利用の発生など、一般にデザイナーの知的財産権に対する認識が希薄であるとの指摘がなされた。また、こうした指摘を裏付けるようにデザインの侵害事件も実際に生じている。こうした実態について、デザイン関連の8団体（以下の（注）参照）により構成される日本デザイン団体協議会が「デザイン保護研究会」を設置し、平成7年10月に報告書「デザインと著作権」をとりまとめている。この中ではデザイン関連8団体会員に対するアンケート調査に基づき、現状の分析を行っている。以下にその資料を引用しつつ、現状についてとりまとめる。

《注：デザイン関連8団体およびその略称》

- ・JIDA : (社) 日本インダストリアルデザイナー協会
- ・JJDA : (社) 日本ジュウリーデザイナー協会
- ・JCDA : (社) 日本クラフトデザイン協会
- ・JID : (社) 日本インテリアデザイナー協会
- ・DDA : (社) 日本ディスプレイデザイン協会
- ・SDA : (社) 日本サインデザイン協会
- ・JPDA : (社) 日本パッケージデザイン協会
- ・JAGDA : (社) 日本グラフィックデザイナー協会

《アンケート調査の概要》

- 実施時期：1994年2月
- 調査対象：日本デザイン団体協議会の8団体全会員約6,000名
- 配布アンケートの概要：知的財産権に関する40の設問と参考資料としての知的財産権法抜粋より構成される。回答用紙には、ハガキによるマークシート方式とファックスによる記述式（自由回答）の2種類がある。
- 回収状況：回収状況については以下の表I-1に示したとおりである（（ ）内は回収率である）。

表 I-1 日本デザイン団体協議会によるアンケート調査の発送・回収状況

団体名	マークシート方式回答数	記述式回答数	発送数
JIDA	106 (15.1%)	5 (0.7%)	700
JJDA	41 (12.7%)	8 (2.5%)	322
JCDA	49 (17.1%)	8 (2.8%)	286
JID	90 (11.9%)	40 (5.3%)	755
DDA	60 (9.9%)	11 (1.8%)	616
SDA	91 (21.5%)	26 (6.1%)	424
JPDA	79 (7.1%)	58 (3.0%)	831
JAGDA	238 (12.1%)	58 (3.0%)	1,963
全体	755 (12.8%)	172 (2.9%)	5,897

（参考資料：日本デザイン団体協議会「デザインと著作権」）

①知的財産権制度の認知度と活用の度合い

同調査結果によると、回答者全体の約 9 割が知的財産権制度自体の存在を認識している（図 I-10 参照）。

しかし、意匠登録等により排他的な権利を設定することで、他者からの模倣を未然に防止するなど、知的財産権制度を活用している割合は全体の 5 割弱であり（図 I-11 参照）、制度の存在は認識しているものの、登録手続の必要な意匠権等による保護があまり活用されていないことがわかる。

《日本デザイン団体協議会「デザインと著作権」より引用されたグラフについて》
 グラフ中の「全体」に表示されている数字は回答者数（絶対数）を表しているが、各団体毎の表示については、グラフを見やすくするため実際の回答者数を 2 倍にしてグラフ表示されていることに留意する必要がある

図 I-10 知的財産権制度の認知度

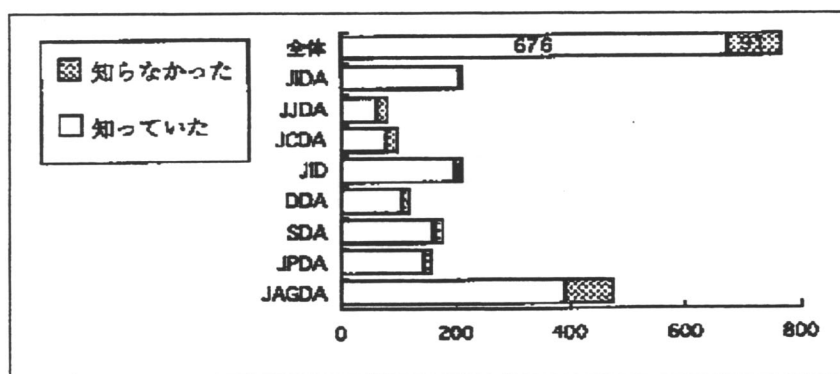
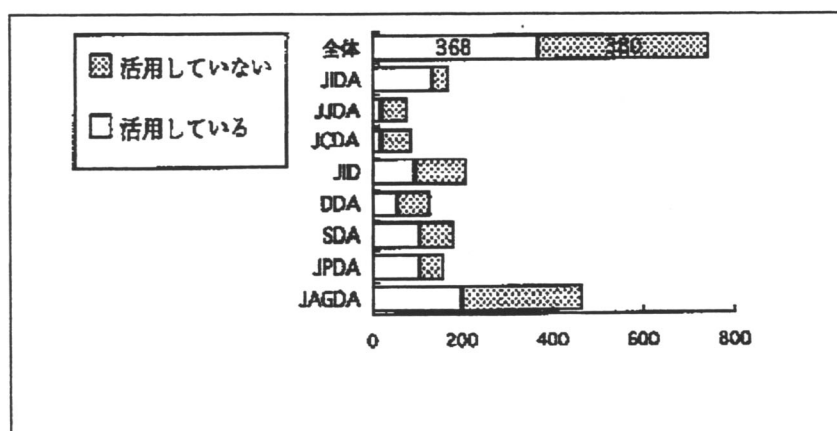


図 I-11 知的財産権制度の活用の実態



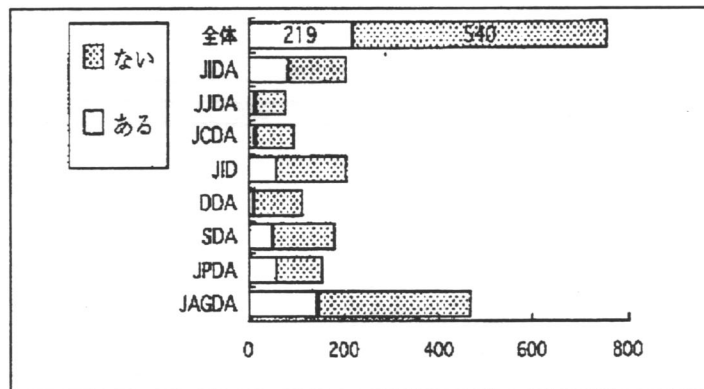
（図 I-10,11 とも日本デザイン団体協議会「デザインと著作権」より引用）

②デザイン侵害事件の実態

同調査結果によると、回答者全体の 3 割弱のデザイナーがデザイン紛争（デザイン侵害事件）を経験している（図 I-12 参照）。そのうちの 7 割は自らのデザインが他者に侵害された被害者の立場にあるが、侵害事件を経験したうちの 3 割は加害者の立場にいることが注目される（図 I-13 参照）。

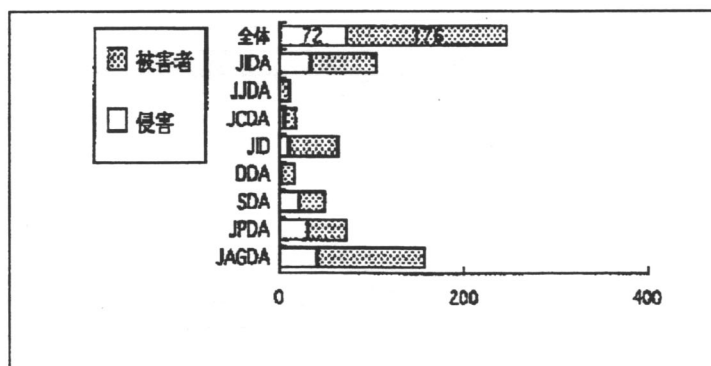
また、図 I-13 の侵害事件に関与した者（被害、侵害者双方）のうちデザインを意匠登録等により権利化（著作権による権利化を除く）して保護していたのは、図 I-14 に示すようにデザインの侵害事件を経験した回答者の半数未満であり、意匠法等によるデザイン保護制度が十分に活用されていなかったことを示している。

図 I-12 デザイン侵害紛争経験の有無



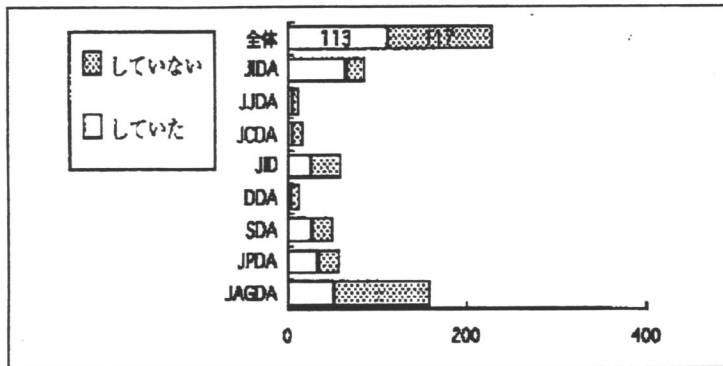
（日本デザイン団体協議会「デザインと著作権」より引用）

図 I-13 デザイン侵害紛争における立場



（日本デザイン団体協議会「デザインと著作権」より引用）

図 I-14 デザインの権利化の状況



(日本デザイン団体協議会「デザインと著作権」より引用)

(4) 産業として未成熟であることに起因する問題

(1) の①に示したクライアント側の視点からみた問題点に密接に関連する問題として、デザイン業の業態の問題があげられる。

デザイナーとクライアントは「デザイン」というサービスを取引する関係にあるが、デザイナーは「デザイン」というサービスを他者に提供しているという意識が希薄であり、自らにサービス業としての自覚が少ないため、クライアント側が認識している一般のビジネス慣行とのギャップが問題になる場合が指摘されている。

例えば、以下のような具体的な問題が生じていることも、インタビュー調査により明らかになっている。

- ・クライアントのニーズを把握した上でのデザインができない
- ・納期などの基本的なルールを守らない
- ・契約内容を遵守しない

《事例3：クライアント企業とデザイナーの「デザイン」に対する認識ギャップ》

- ・クライアント企業D社は、デザイナーからのコンセプトやアイデアの提案を期待していたが、スケッチなどの絵が提供されるだけであり、クライアントが要求している内容がなかなか理解されなかったことを指摘している。
- ・クライアント企業E社は、事前に提供されるアウトプットイメージと価格が明確にされなかったために、デザイナーにより提供された「絵」がどれほどの価値を有するものか理解できず、そのため、数百万円のデザイン料を請求されたが、価格に見合う価値が提供されていないとしてトラブルに発展した経験をもつ。

(5) デザイナーの社会的責任に関する問題

従来、市場占有率（シェア）拡大、利益至上の考え方をしていた製造者、販売者などの考え方が90年代に入って大きく変化し、例えば、社会への影響の配慮、生活者の視点の重視等、新たな考え方を取り入れた製品・サービスの提供がなされるようになってきた。こうした流れを受けて、法制度面においても対応が図られつつあり、製品・サービスを提供する側の「責任」がより明確にされている。

デザインにもこうした「責任」に対して、適切に対応することが求められている。例えば、製造物責任法（PL法）の制定により、デザインされた製品の欠陥が原因で何らかの事故が生じた場合には、メーカーだけでなく場合によってはデザイナーが責任を問われる可能性がある。しかし、現実には、具体的トラブル等が生じていないことから、多くのデザイナーはこうした問題に対して無関心であるといわれている。今後、こうした事態を想定した上でのデザインが求められるようになることから、デザイナーの社会的責任が問われるようになっていく。

PL法への対応はデザイン以外の分野では既に積極的な取り組みがみられる。例えば、人間工学の分野では、PL法への対応能力を明確にするための資格制度が欧米において既に創設されており、わが国においても日本人間工学会において、その創設が検討されている（参考資料2参照）。

また、環境問題、高齢化問題、情報ネットワークの進展等、急速な社会環境の変化に伴い、デザイナーが対応すべき社会的問題も山積されており、今後、こうした分野への関心や対応性が問題となる可能性がある。

社会環境の変化により対応が求められるデザインの具体例としては、以下のようなものが考えられる。

① PL法を考慮したデザイン

- ・危険等を知らせるサインのデザイン
- ・幼児の誤飲防止を考慮した玩具のデザイン / 等

② 環境問題

- ・リサイクル可能な材料を多用した機器等のデザイン
- ・資源回収をアピールするためのサインデザイン / 等

③高齢化問題（バリアフリーデザイン）

- ・車椅子でも利用可能な段差のない建築物、設備のデザイン
- ・障害者でも操作可能なように操作位置を低くした機器類のデザイン /等

④コンピュータ、マルチメディア

- ・インターネットのホームページ等の無形物のデザイン
- ・アイコンなどの情報機器と人間のインターフェースのデザイン /等

II. デザインに係わる資格・認定制度の検討

I. 5. において示したようにわが国デザインには解決すべき多くの課題があることが明らかとなっている。こうした課題を解決し、デザイン産業を実現するため、今後取るべき施策のポイントとして、①人材育成、②ネットワーク化、③資格・認定制度、④デザイン環境の整備の4点があげられる（参考資料1参照）。

これらは、相互に深くかかわっており、本来個々別々に論じられるものではないが、①については（財）日本産業デザイン振興会が「デザイン人材開発センター」により既の実施している。②についてはデザイナー及び関係団体による自発的な取組みが必要とされるものである。④については法整備等の制度面における整備など時間をかけた検討・調整が必要とされるものである。

こうした状況を踏まえ、本調査研究においては、③の資格・認定制度の検討から着手することとする。資格・認定制度の導入によるデザインに関する知識や関連知識の修得など、デザイナーの知識・技能レベルを明確化することは、知識の不備に起因する諸問題を解決するものであると同時に、デザイナーの流動化、能力開発に際してのインセンティブとなること、デザイナーの社会的な地位の向上に伴うビジネス慣行の是正などにつながるものである。すなわち、資格・認定制度を検討することは、上記の①、②、④にも密接に関連した議論につながるものであり、デザインに関する検討を開始するという視点として適当なものであるといえよう。

なお、本調査研究において検討される「資格」とは、必ずしも公的な資格制度に限らず、業界・デザイナー団体による緩やかな「認定制度」も含めて捉えていることから、「資格・認定制度」といった表記を行っている。

1. 資格・認定制度の一般的意味とその機能

一般に、資格には以下のように能力明示機能と排他機能（注）がある。また認定主体により国家資格、公的資格、民間資格の3種に分類することが可能である。

(1) 資格・認定制度の機能

①能力明示機能

資格は、一定の基準に基づき技能・知識等の能力を峻別するものであり、資格の有無によって当該分野における技能・知識等を客観的に把握することが可能である。この能力明示機能はほとんど全ての資格に共通する資格の本質的な機能である。

《注：資格・認定制度の機能の考え方について》

本章における各機能の考え方については、荒井 亨著「資格の狙い方」（実務教育出版）、「資格の種類と取り方」（梧桐書院）等の文献を参考として記述している。ただし、「排他機能」「能力明示機能」といった語については、参考文献等で用いられているものではない。

②排他機能

資格が持つ機能のひとつに、その資格を有している者でなければ特定の業務・職務に就くことができない「排他機能」がある。排他機能を有する資格には以下のような2つの種類がある。

a)業務独占型

司法試験、医師国家試験等にみられるように有資格者に対してのみ当該業種における開業権を独占的に付与するものである。

b)職務独占型

電気工事主任技術者、危険物取扱者など作業上もしくは社会的安全性等の確保の観点から、特定業務への従事に際して資格が必要とされるものがある。有資格者にとっては当該職務のみが果たすべく職務の全てではないこともあるが、逆に無資格者は当該職務には従事できないものである。

資格に対してこのような排他機能を与える理由としては、以下に示すものがあげられる。

- ・（有資格者のみが当該業務・職務に従事することにより）人の生命財産に対して直接的影響を与えることを防止する。

→医師、運輸関係

- ・有資格者のみが当該業務・職務に従事することによって、私的活動が公益に反するようなことを防止する。

→宅地建物取引主任者、公害防止管理者

- ・有資格者にのみ行政に対する行為を代行させることにより、窓口業務の円滑化をはかり行政事務を効率化する。

→弁理士、税理士

などがあげられ、公益的見地により排他機能が与えられたものである。

また、上記の a)、b)とは異なるが、公務員、警察官、自衛官等の採用試験により付与される「任用資格」といわれるものも、排他機能を有する資格である。

資格の中で排他機能を有しない資格を「ステイタス資格」と呼ぶことがある。ステイタス資格はある業務分野において開業するに際して必ずしも必要とはされないが、その資格を有することにより、「専門職」としての地位が保障され、社会的にも評価されているような資格である。代表的な例としては、情報処理技術者、中小企業診断士をはじめ、簿記検定、珠算検定などの各種検定試験があげられる。

③その他の機能

資格の排他機能によって特定の事業・業務を独占できることから、有資格者に一定の経済的利益をもたらすことが少なくない。また、資格のもたらす社会的信用性は個人の信用力を高める場合もある。このように資格は業務独占による経済的利益、その人の信用力向上など、有資格者の財産（無形財産を含む）形成に大きく寄与するような働きをしているといえる。このような財産形成的な機能は、能力明示機能と排他機能の結果として、資格に備えられているものである。

(2) 資格・認定制度の分類

資格はその資格を認定する主体によって大きく、①国家資格、②公的資格、③民間資格に分類することができる。

①国家資格

国家資格は国家がその資格を認定するため、資格といわれるものの中で最も社会的な評価が高い。国家資格の定義としては、「法律に基づいて個人の技能・能力を判定し、特定の職業を営む資格を独占的に与えるもの」とされている。

国家資格は、弁護士、医師などのような特定事業を独占できる「業務独占型資格」と、業務上、社会上の安全を確保するために必要とされる、放射線取扱技術者のような「職務独占型資格」が中心である。

国家資格は原則として国家試験を受験し、合格することによって付与されるものがほとんどであるが、一部例外的な取得方法として、行政官庁等で特定の職務に一定期間従事することにより与えられる場合もある（例：特許庁の審査官、審判官として7年以上従事することにより、申請により弁理士の資格が取得できる。）

《国家資格の例》

a)業務独占型

・ 弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、医師、建築士、宅地宅建取引主任者 / 等

b)職務独占型

・ 危険物取扱者、ボイラー技師、電気工事士、航空従事者、電気通信主任技術者 / 等

c)任用資格

・ 国家公務員ⅠⅡⅢ種、自衛官、税関職員 / 等

②公的資格

公的資格は、都道府県などの地方自治体や国・地方自治体が指定する団体により認定される資格である。公的資格には、法律的な裏付けはあっても開業・就業に際して必ずしも必要とされないものが多く、機能的にはその大部分がステイタス資格であるといえよう。公的資格は省庁、地方自治体が所管する社団法人、財団法人により認定されるものが多く、代表的なものとしては、インテリアコーディネーター（（社）インテリア産業協会）、伝統工芸士（（財）伝統的工芸品産業振興協会）などがある。

《公的資格の例》

・ インテリアプランナー、消費生活アドバイザー、手話通訳士、自動車安全整備士、データベース検索技術者、事務専門士 / 等

③民間資格

民間企業や各種団体が任意で実施し、法律的な裏付けをもたない資格である。一般に民間資格は玉石混交であるといわれている。例えば、珠算能力検定（日本商工会議所）、簿記検定（日本商工会議所）のように古くから実施され受験者数も多く、公的資格に匹敵する社会的評価を有するものから、DTP（デスクトップパブリッシング）エキスパートやシュー・フィッターのように業界の一部だけで実施されている資格制度もある。また、単に営利目的として資格を付与しているような、いわゆる「資格商法」と呼ばれるような場合もある。

《民間資格の例》

- ・簿記検定、珠算検定、アクチュアリー、小売商（販売士）、シューフィッター、商業英語検定 / 等

(3) その他

①社内資格・認定

資格・認定制度の中でも特殊なものとして社内資格・認定がある。社内資格・認定は、管理職などへの昇進・昇格に必要な職制に関する資格と、業務上必要な知識を習得したことを明示する職能に関する資格・認定の2種類に分類される。職能に関する資格・認定は、例えば、電装品メーカーにおける「ハンダ付け技能認定」のように、その資格・認定がなければ社内で当該業務に従事することができない排他的な技能・専門技術等の資格・認定となる場合もある。

こうした社内資格の多くは特定企業内においてのみ有効であり、社会での流通性は無いが、逆に「生命保険営業職員」（生命保険協会による実施）のように業界団体が実施する資格・認定制度を社内資格として活用している生命保険会社の例もみられる。

また、社内資格（検定）の中には労働大臣認定のものもある。これは事業者が労働者の職業能力を検定する場合、その検定制度が認定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものと認められるときは、申請に基づいて労働大臣が認定する制度であり、昭和59年にできた制度である。一部の企業においては、こうした「労働省社内検定認定制度」を活用し、労働省認定の社内検定制度として実施している。平成6年1月現在で「労働省社内検定認定制度」を活用している企業は25事業者等109業種である。

表 II-1 社内検定の認定の事例

認定事業主等の名称	認定社内検定等の名称	認定年月日	認定社内検定の対象職種
日本電装株式会社	日本電装社内技能検定	昭 60.3.30	<ul style="list-style-type: none"> ・電装品組付（点火系） ・電装品組付（充電始動系） ・機能製品組付 ・メーター組付
		昭 61.4.18	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房機組付 ・プラグ組付 ・ラジエーター組付 ・フィルター組付 ・ポンプ組付 ・電子製品組付
		昭 62.3.26	<ul style="list-style-type: none"> ・試験・実験 ・部品管理 ・製品管理 ・部品検査 ・製品検査
セキスイハウス協会	セキスイハウス主任技能者検定	昭 60.4.30	<ul style="list-style-type: none"> ・セキスイハウス基礎施工 ・セキスイハウス外装組立 ・セキスイハウス内装組立
ジャスコ株式会社	ジャスコ社内検定	昭 60.8.16	<ul style="list-style-type: none"> ・ファッションライフ販売 ・ヘルシーライフ販売 ・ホビー&リビングライフ販売

（参考資料：自由国民社「国家試験資格試験全書'96」より三和総合研究所作成）

②登録機関・団体

資格制度の中には、試験等に合格後、特定の団体等（指定登録機関）に登録することにより、はじめてその業務に従事できるものも少なくない。この考え方は登録機関が有資格者の監督を行うことにより、資格の社会的信用の維持を図ることに基づくものであるが、各種情報提供や会員間の情報交換などにより、有資格者の業務を支援する役割をも担っている。こうした登録制度は、排他機能のある業務独占型の国家資格を中心に数多くみられる（例：弁護士→弁護士会、税理士→税理士会、中小企業診断士→（社）中小企業診断士協会、技術士→（社）日本技術士会 / 等）

2. デザインに関連する既存資格

わが国の既存の資格・認定制度において、デザインに関連するものが全くないわけではなく、主に技能を中心とした資格・認定制度が存在する。また、今後、デザインが担う領域であるコンサルティング等の分野における資格・認定制度等を含めて幅広い観点から整理してみると、むしろ多数の制度があることがわかる。なお、以下で整理した各資格等の名称の後の(N)は国家資格、(O)は公的資格、(P)は民間資格を表している。

(1) 拡大するデザイン領域と関連する資格

以下では、コンサルティング分野をはじめとして、今後デザインが関連すると考えられる情報化、環境、高齢化等の分野における資格・認定制度について整理した。

① コンサルティング関係

- ・ 中小企業診断士(N)
- ・ 技術士、技術士補(N)
- ・ 消費生活アドバイザー(O)
- ・ 消費生活コンサルタント(P)
- ・ 料飲接客サービス士(O)

② 情報化関連（情報システム構築、システムコンサルティング）

- ・ 情報処理技術者（システムアナリスト試験、システム監査技術者試験、プロジェクトマネージャー試験、システム運用管理エンジニア試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験）(N)
- ・ O A 化情報化プランナー(P)

③ 環境・高齢化関連（エコ・デザイン、シニアライフプランニング）

- ・ 公害防止管理者(N)
- ・ グリーンアドバイザー(P)
- ・ 森林インストラクター(O)
- ・ 余暇生活開発士(O)
- ・ シニアライフアドバイザー(O)

(2) デザインに関連する業種における資格

デザインと関連が強い、もしくはファッション分野などのようにデザインの一分野（部分）として認識されている業種における資格を以下に整理した。

①ファッション・インテリア関係

- ・インテリアコーディネーター(O)
- ・インテリアプランナー(O)
- ・衣料管理士(O)
- ・ファッションコーディネート色彩能力検定(O)
- ・マンションリフォームマネージャー(O)
- ・DIYアドバイザー(O)

②建築関係

- ・建築士（一級、二級）(N)
- ・建築設備士(N)
- ・消防設備士(N)
- ・商業施設士(N)

(3) デザイン技術・技能に関する資格

造形・色彩的技術などデザインにおける技術（技能）に関する資格について、主なものを以下に整理した。

- ・CG検定(O)
- ・CAD利用技術者試験(P)
- ・レタリング技能検定(O)
- ・トレース技能検定(O)
- ・POP広告クリエイター(O)
- ・サインボード・デザイン技能審査(O)
- ・フラワーデザイナー資格検定試験(P)
- ・技能士（園芸装飾、造園、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、広告美術仕上げ、商品装飾展示、フラワー装飾）
- ・伝統工芸士(O)
- ・鎌倉彫技能士(O)
- ・箱根細工技能士(O)
- ・村上木彫堆朱彫刻士(O)
- ・宝石研磨士(O)

(参考資料：「'97資格全ガイド取り方選び方BEST500」池田書店編集部編より三和総合研究所作成)

3. デザインにおける資格・認定制度に関する検討の視点

このようにデザインに関連する既存の資格制度は多数存在するが、既存の資格・認定制度がデザインを対象とした資格でないこと、もしくは技能的な分野に限られた資格・認定制度であることから、デザインにおける諸問題の解決および今後のデザインに対する社会的要請に対応できるものではない。

以下に示す論点はデザインにおける資格・認定制度の検討に際して、考慮すべき点である。具体的には以下のように（１）その必要性、（２）効果、（３）その他考えるべき視点として示した。

（１）制度の必要性

デザインにおける資格・認定制度の必要性については、第 1 にデザインにおける諸問題の解決方策としての有効性、第 2 にデザインと産業のインターフェース形成への寄与、第 3 にデザイナーのネットワーク化への寄与の 3 つの視点から検討することが考えられる。

すなわち、第 1 の視点については、デザイン取引を中心としたサービス業として抱える諸問題を解決するためにはいかなる方策があるのかという検討である。第 2 の視点については、デザイナーの能力を明確化することで、産業におけるデザインの活用促進を図るために資格・認定制度をいかにとらえるのかという検討である。第 3 の視点については、デザイナーをネットワーク化（組織化）し、デザイン産業の全体像を明確にするための基準としての資格・認定制度を検討するものである。

①諸問題への対応性

デザインを巡る諸問題、とりわけクライアントとデザイナーの取引における問題については、デザイナーに契約やビジネス慣行についての知識・経験が十分でない場合があることに起因するものも少なくない。知的財産権に関連する問題についても、意匠権などによる権利保護や他者デザインの権利処理について知識を有していることにより、デザインの権利侵害などのトラブルを未然に防ぐことが可能となる。

また、クライアント側においても、取引相手であるデザイナーの知識・能力等を資格・認定により客観的に把握できることにより、取引における安心感や信頼性の向上につながる事が考えられよう。

②デザイナーに対する社会的責任と権利の明確化

資格・認定制度によるデザイナーの知識・能力の明確化は、一定レベル以下の粗悪なサービス（デザイン）を排除し、デザイナーが一定品質以上のサービスを提供する義務を負うことにつながる。従来あまり明確でなかったデザイナーの社会的責任が、資格・認定制度によって、より明確にされると考えられる。

また、社会的責任と同時に「デザイン」というサービスによって作り出される価値が明確にされることから、その価値を創造したデザイナーの有する権利についても明らかにされる。

③デザイン活用促進による産業活性化との関係

資格・認定制度によりデザイナーの提供する「デザイン」というサービスの品質が一定レベル以上に保証されることによって、デザイン産業が提供できるサービスが明確化され、ひいては各産業におけるデザイン活用の効果がより一層明確になると考えられる。

従来、デザインを活用していなかった企業等によるデザインの活用が促進され、デザインの本質的な役割である新たな価値の提供による製品・サービスの差別化が可能となり、こうした動きは産業全体の活性化につながるものと考えられる。

④デザインの産業化に果たす役割

従来、デザインは産業横断的に位置してきたことから、ひとつの産業として認識することが困難であった。今後、例えば資格を有するデザイナーを構成要素の中心として「デザイン産業」を捉えることができれば、産業の全体像を明らかにすることができる（このことは、既存デザイナー等で資格を取得していないデザイナーを排除する意味ではない）。

資格・認定制度によって産業としての全体像が明確化されることにより、政策的対応、社会保障、デザイナーの地位向上への取り組みといった対応策をとるべき対象が明らかになる。資格・認定制度はこのようにデザインの産業化に大きな役割を果たすと考えられる。

(2) 制度の具体的効果

資格・認定制度により、取引対象である「デザイン」というサービスの品質に関する情報が提供されることになれば、円滑なデザイン取引が推進され、トラブルの減少などクライアント、デザイナーの双方にメリットがあると考えられる。

また、資格・認定制度による能力の明確化がデザイナーのレベルアップや創作インセンティブの付与などにつながることも考えられ、デザイナーにとってのメリットも期待できる。

こうしたクライアント、デザイナーに対する資格・認定制度による効果は、産業全体におけるデザインの活用を促進させ、わが国産業の活性化に寄与するものであるが、以下ではクライアント、デザイナーの各々についての資格・認定制度による効果を整理した。

①産業（クライアント）に対する効果

資格・認定制度の産業（クライアント）に対する効果を検討するに際しては、第1に適切なデザイナーの選択を容易にするものか、第2に資格・認定制度が産業におけるデザイン活用を促進するものかといった視点からの検討が必要である。

a)デザイナー選択への寄与

クライアントがデザイン業務を依頼する場合、デザイナーの能力が明確化されていることにより、依頼業務に適した一定レベル以上のデザイナーの選択が容易になるものと考えられる。

b)デザイン活用促進への寄与

ア)デザイン取引における安全性の確保

資格・認定制度によりデザイナーの創造性以外の知識・能力等を客観的に明示することにより、クライアントに対してデザイナーとの取引における安心感・信頼感を与えることができ、取引の安全性確保、トラブルの減少に寄与し、産業におけるデザイン活用促進につながるものと考えられる。

1) 製品安全性の確保

デザイナーが安全性等（PL、契約・知的財産権関連）に関する知識を備えていることが明示されることにより、当該デザイナーによるデザインの成果を反映させた製品の安全性等（ユーザーに対する物理的な安全性、他者のデザインの模倣防止）を確保することが可能となり、デザイン活用における安全性確保の懸念が払拭され、産業におけるデザイン活用促進に寄与するものと考えられる。

②デザイナーに対する効果

デザイナーに対する効果についての検討の視点としては、第 1 にデザイナーのレベルアップが実現できるものか、第 2 にデザイナーの社会的地位向上に貢献するものか、第 3 にデザイナーに対する社会的要請に対応しているものか、第 4 にデザイナーの流動化による就業機会増大に影響するものかといった点があげられよう。

もちろん、検討に際しては、資格・認定制度の内容にもよるが、資格・認定制度によりデザイナーがレベル分けされることの弊害などのマイナス面についても考慮する必要があることに注意すべきである。

a) デザイナーのレベルアップ

資格・認定制度という客観的な指標は、デザイナー個人にとって達成すべき「目標」となりうる。こうした目標設定がなされることにより、デザイナーのレベルアップに向けての自己研鑽の誘発が期待され、デザイナー全体のレベル向上につながるものと考えられる。

b) デザイナーの社会的地位・活動環境の向上

「デザイナー」という職能が資格・認定制度によって明確化されることにより、社会に対して「デザイン」の位置づけや役割をアピールすることが可能となる。これによりデザイナーの社会的な認知度が向上し、デザイナーの社会的地位向上につながるものと考えられる。

また、「デザイナー」が資格・認定制度によって明確化されることにより、産業振興を目的とした法的枠組、公的融資制度などの各種施策の対象としてとらえることが可能となり、デザイナーの活動の環境整備にも寄与することが考えられる。

c)デザイナーに対する社会的要請への対応

資格・認定制度によりデザイナーのもつ能力を明確化することにより、クライアントが求めていた「デザイナー情報」を提供することが可能になる。デザイナーに対する社会的要請である「安全性」等に関して、必要とされる知識を有していることを明らかにすることができる。

d)デザイナーの人材流動化

資格・認定制度により一定レベル以上の能力が保証されることによって、デザイナーがよりよい就業環境を求めて流動化することが考えられる。例えば、インハウスデザイナーのフリーランス化などデザイナーの分布に変化が生じる可能性もあり、デザイナーが自身の能力を最大限に発揮できる環境を自ら選択できる機会が増大するものと考えられる。

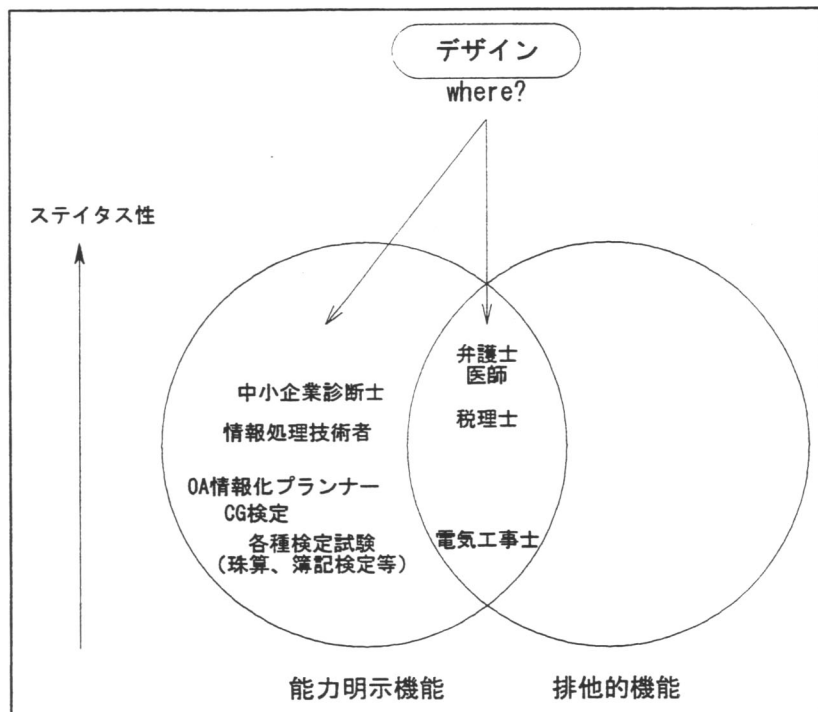
(3) 制度の基本的機能等についての検討事項

デザインの資格・認定制度についてはその必要性、効果について検討すべきであるが、その際に資格・認定制度の基本的機能等について考察すべき事項がある。

第 1 に資格の一般的機能である排他機能の有無についての視点が必要である。すなわち、デザインにおける資格・認定に対して独占開業権を有する排他機能を有するものとすべきか、排他機能を有さず単に能力を明確にする機能のみのどちらが適切かについての検討が必要であろう（図Ⅱ-1 参照）。

第 2 に資格・認定制度の性格として、試験等により能力を客観的に評価・峻別し資格・認定を付与するものか、講習等の受講により受講者を認定する教育的側面の強いものと、どちらが適切かといった点についても検討する必要がある。

図 II-1 デザインにおける資格はどこに属するのか？



4. デザインにおける資格・認定制度に関する具体的事項の検討

3. において示したような検討の視点からデザインに関する資格・認定制度の具体的事項を検討すると以下の通りである。

(1) 制度が対象とするデザイナー

資格・認定制度の対象として想定されるデザイナーについては、以下の2つの視点がある。第1に全てのデザイナーを対象として、デザイナーの共通資格として位置づける考え方である。第2にデザイナーのレベルにより対象者を限定するなど、デザイナーの一部を対象とする考え方である。

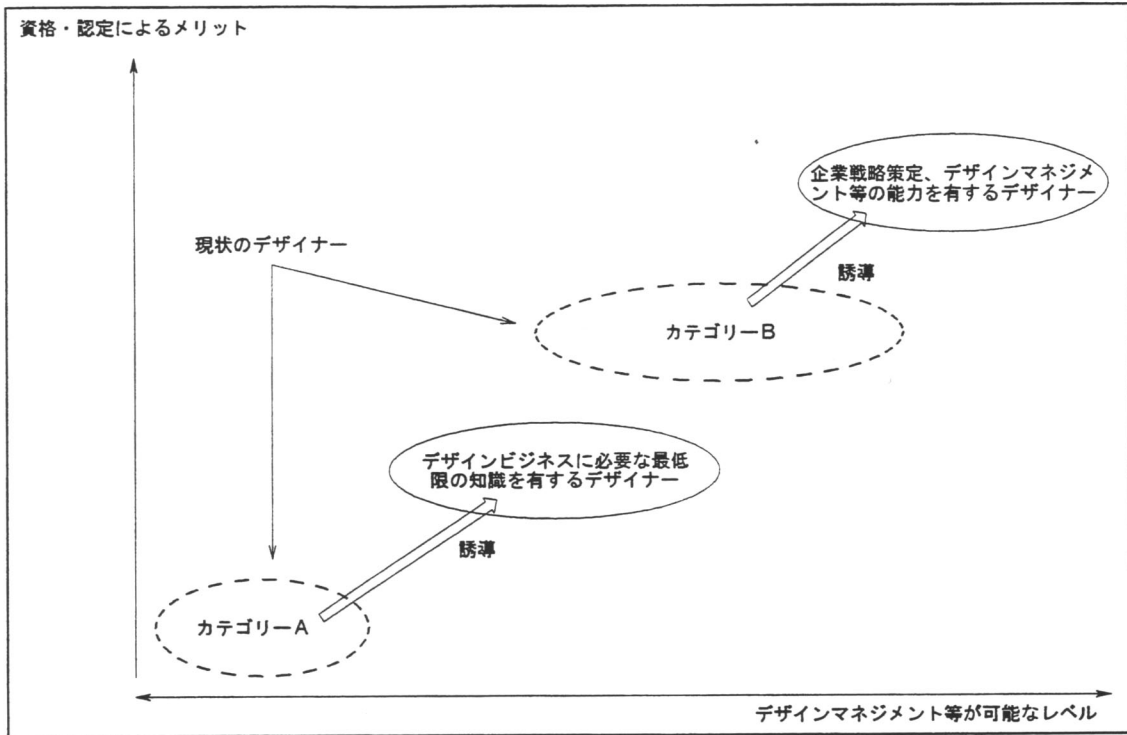
一般的にわが国のデザイナーは大きく2つのカテゴリーに分類することができるといわれている。ひとつは他産業との取引における商慣行や知的財産権等についての知識を必ずしも十分備えていないデザイナー（図II-2中のカテゴリーA）であり、もう一方は多方面にわたり、ある程度の知識・能力を有しているデザイナー（図II-2中のカテゴリーB）である。

本研究会においては、資格・認定制度の対象とするデザイナーについて、以下のような2つの考え方が提示されている。

- 1)主に商慣行等についての知識を十分に備えていないデザイナー（カテゴリーA）を対象とする。デザインビジネスにおける必要最低限の知識・能力を明確にし、それらの知識等を付与するような形の資格・認定を行い、デザイナーの全体的な底上げを行う。
- 2)主にある程度の知識を備えているデザイナー（カテゴリーB）を対象とする。企業の経営戦略策定やデザインマネジメント等を行う能力を付与することを目標とする。一部のデザイナーをこうしたデザイン及びデザインに関連したサービスを提供できるデザイナーとして資格・認定を行い、全てのデザイナーの目標として設定することによりデザイナー全体を牽引するものである。

以下では、前者1)のような考え方を「ベースエンド型」と呼び、後者2)のような考え方を「ハイエンド型」と呼ぶこととする。

図 II-2 デザイナーの資格・認定制度による誘導の方向



(三和総合研究所作成)

(2) 制度の機能の考え方

資格・認定制度はその基本的機能である排他機能の有無や試験の実施の有無により資格・認定制度の性格は大きく異なるものであり、制度の性格の選択には注意が必要となる。

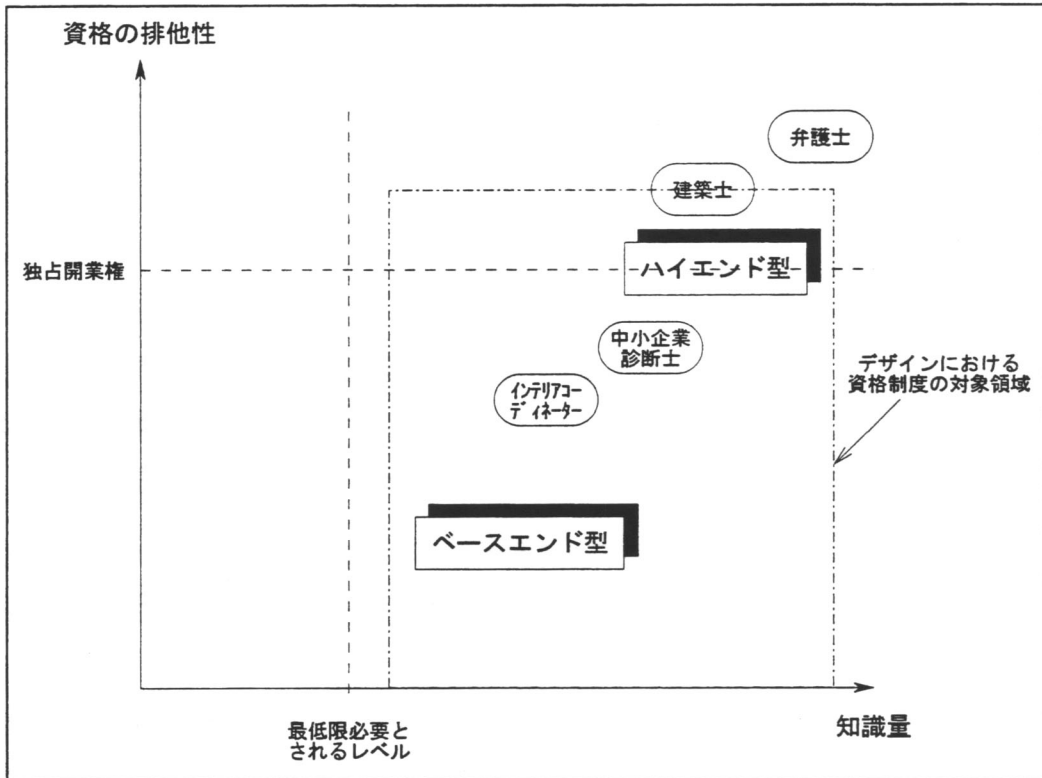
「ベースエンド型」、「ハイエンド型」のどちらを目標にするのかによって、資格・認定制度の機能は異なるものであるが、仮にベースエンド型の考え方に基づき対象デザイナーを想定する場合、資格・認定制度に排他機能を付加すれば、既に実際に社会において活躍しているデザイナーの活動に制約を与えるなど、デザイナー全体への影響が大きいことが考えられる。そのため、ベースエンド型の場合には排他機能を有しない資格・認定制度が妥当であると考えられる。

また、その性格についても、デザイナーにデザインビジネスに必要な最低限の知識を身につけさせることが目的であることから、教育的側面の強い資格・認定制度とすることが適切であろう。

一方、ハイエンド型を考えるとすれば、ハイエンド型が想定する業務が企業経営を左右する場合も考えられ、その責任は相当大きいものである。ハイエンド型では一部のデザイナーを対象とすることから、排他機能を付加することも今後検討すべき課題のひとつであろう（図II-3参照）。

また、その際には試験を実施し、デザイナーのもつ能力を評価するような性格の資格・認定制度の方が適切であると考えられる。

図 II-3 デザインにおける資格・認定制度の排他能力の範囲のイメージ



(三和総合研究所作成)

(3) 制度の対象となるデザイン関連項目

資格・認定制度においてその対象となるべき項目について検討するためには、デザイナーがデザイン全体における諸問題に対応するために必要な情報・知識とは何かといった視点から検討することが必要である。

I. 5. において検討されたようにデザインに関連する諸問題を整理すると概ね以下のようなになる。

《デザインにおける諸問題の整理》

- 産業としての未成熟
 - ・サービス産業としての業態の未確立
- デザイン取引を巡る問題
 - ・デザイン料の支払い問題（不払い、支払い遅延、値下げ要求）
 - ・デザイン契約に関する問題（契約不備、契約不履行）
 - ・納期に関する問題（納期不遵守、追加作業）
 - ・要求品質に達していないことによる問題（追加作業、デザイン料不払い）
- 知的財産権に関する問題
 - ・デザイン模倣に関する問題（他者デザインの模倣）
 - ・デザイン保護制度の未活用（創作物の保護）
- デザイナーの社会的責任に関する問題
 - ・製品安全性への対応（PL法）
 - ・社会変化による新分野への対応（環境問題、高齢化社会、マルチメディア等）

①制度に必要とされる項目の検討

上記のデザイン全体における諸問題を踏まえ、問題解決のために必要な情報・知識等として以下に示したものが例示されよう。表Ⅱ-2はそれらをまとめたものである。ただし、ここに例示された各項目はあくまでも参考としての例示であり、実際の資格・認定制度を導入するためには、必要とされる項目に対するさらなる検討が必要である。

a) 産業としての未成熟への対応に必要な項目

ア) デザインに対する基本的理解

デザインが対象とする領域がモノからコトへ拡大するに伴い、デザインに対する新たな考え方についての理解が必要となる。また、他のデザイン分野についても概論程度の基礎的知識を有することが求められる。

イ) サービス産業として必要な知識

デザイン産業が他者にサービス（デザイン）を提供し、対価を得るためには、ビジネスにおける基本的な慣行やルールについての理解が必要である。

ウ)デザインビジネスの拡大化への対応

デザインが対象とする領域がモノからコトへ拡大し、企業の経営戦略策定や商品開発など企業コンサルティングにデザインを活用する機会が増大する。今後、こうした分野にデザイナーが展開していく場合、基礎的な経営学、マーケティング、コンサルティング手法等についての知識が必要となろう。

b)デザイン取引に係わる問題解決に必要な項目（取引における権利義務関係）

ア)デザイン契約に関する知識

デザイン取引においてデザイナーが果たすべき義務を明確にし、意匠権等のデザイナーの権利や利益を保護するため、デザイン取引契約（契約条項や契約に伴い生じる権利や義務）に関する知識を有していることが求められる。

c)知的財産権に係る問題解決に必要な項目（デザイナーの権利保護）

ア)デザインの権利保護制度

デザイナーの創作結果である「デザイン」を権利化し、他者からの模倣等から保護するために、意匠、実用新案、特許法などの工業所有権法や著作権法、不正競争防止法などのデザイン保護制度（法的制度）についての概要を知る必要がある。

イ)他者権利の処理（ライセンス契約）

他者のデザインや技術の権利を侵害することを未然に防ぐため、意匠法、著作権法（必要に応じて特許・実用新案法）により保護されたデザイン、技術を利用する場合の権利処理（ライセンス契約等）についての知識が必要である。

ウ)他者権利尊重のモラルの確立

他者創作のデザイン等を尊重し、無許諾の利用や盗用等をしないとといった基本的な必要最低限のモラルの確立が必要である。

d)デザイナーの社会的責任を明確にするための項目

ア)関連法規に対する基礎的知識

製品安全性を確保するため、デザインされた製品等がユーザーに危害を及ぼした場合、デザイナーがどのような責任を負うべきかについて、製造物責任法（PL法）や消費者保護基本法等についての理解が必要である。

1) 社会環境の変化に関する知識

急速に変化する社会環境や情報技術をはじめとする技術革新に伴って拡大する新たな分野に対応するため、環境保護、高齢者・障害者福祉、マルチメディア、コンピュータネットワーク等の動向やテーマについての知識が求められる。

表 II-2 資格・認定制度に必要とされる項目の例

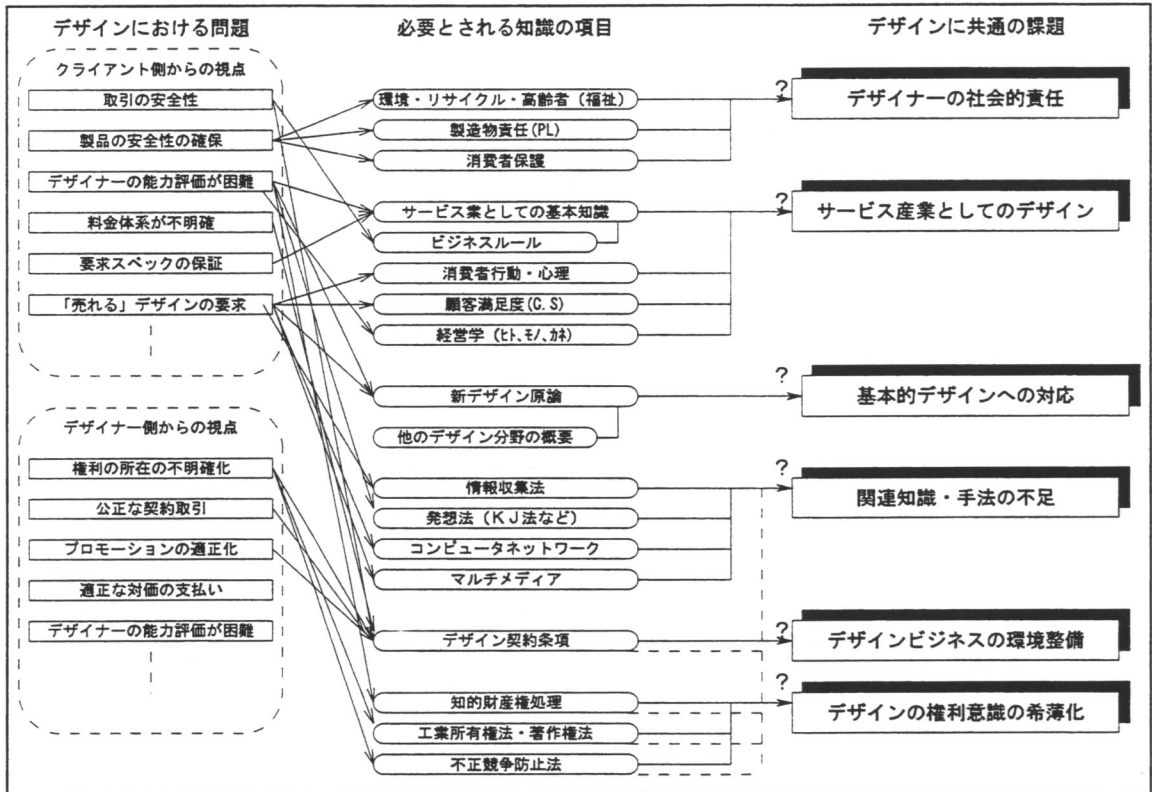
デザインにおける諸問題	課題に対応する項目	具体的な必要項目の例
産業としての未成熟性への対応に必要な項目	デザインに対する基本的理解	<ul style="list-style-type: none"> ・新デザイン原論（仮称） ・他分野デザインの基本的知識
	サービス産業としての未成熟	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスルール ・交渉等に関する基本的知識
	デザインビジネスの拡大化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティング ・マーケティング ・経営学 ・消費者行動、心理
デザイン取引に係わる問題解決に必要な項目 （取引における権利義務関係）	デザイン契約に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・契約条項 ・契約上の権利義務関係
知的財産権に係る問題解決に必要な項目（デザイナーの権利保護）	デザインの権利保護制度	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠法 ・著作権法 ・実用新案法（特許法） ・不正競争防止法
	他者権利の処理（ライセンス契約）	モラル確立のための啓蒙教育
	他者権利尊重のモラルの確立	
デザイナーの社会的責任を明確にするための項目	関連法規に対する基礎的知識	<ul style="list-style-type: none"> ・製造物責任法（PL法） ・消費者保護基本法
	社会環境の変化に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保護、リサイクル ・高齢者、身障者福祉 ・マルチメディア、コンピュータネットワーク

(三和総合研究所作成)

②デザインにおける課題との関連性

以下の図II-4では、表II-2に示したような各必要項目とデザインにおける諸問題との関係を示すとともに、これらの項目を整理することにより「デザインに共通の課題」を明らかにして示した。

図 II-4 デザインにおける問題点と必要項目の関係



(三和総合研究所作成)

③他産業における資格・認定制度において必要とされている項目との比較

①において検討された資格・認定制度に必要とされる項目の妥当性については、客観的に評価する基準はないが、参考として、ユーザーのインテリア商品選択をサポートし、インテリア産業全体を振興するといった観点から導入された「インテリアコーディネーター資格試験制度」において必要とされている項目と比較して、その検討ができれば。その比較結果を表II-3に示す。

両者を比較すると、デザインにおける資格・認定制度では基礎的知識をそれ程重視していないため、インテリアコーディネーターと比較して必要項目が少ないことが特徴的である。

その他の項目については、デザインとインテリアコーディネーターとの対象分野の違いがあるにせよ、インテリアコーディネーターと近い科目構成をもつことがわかる。その意味から、今回検討した必要とされる項目は、コーディネーター的な色彩が強く現れたものともいえよう。

表 II-3 インテリアコーディネーターにおける資格認定に必要な項目との比較

分類項目	デザインに必要とされる項目(案)	インテリアコーディネーターとして必要とされる項目	
		技術	販売
産業としてのデザイン	ビジネスルール コンサルティング 経営学		コンサルティング
基礎知識	新デザイン原論(仮称)	住宅政策・住宅産業論 インテリアの歴史 空間の構成と造形 建築構造 インテリア構法 インテリア材料と施工 環境工学 建築設備 インテリア計画 表現技法	インテリア商品とは 家具 照明器具 床・壁・天井仕上げ材 住宅の建具製品と造作部品 ウィンドウトリートメント 塗料と塗装仕上げ 住宅設備機器 インテリアアクセサリ
関連法規	製造物責任(PL) デザイン契約条項 知的財産権処理 工業所有権 不正競争防止法	関連法規(建築基準法) 関連法規(建築士法) 関連法規(消防法) 関連法規(電気・ガスに関する法規)	消費者関連法規
関連分野	他のデザイン分野の概要 マルチメディア・コン ピュータネットワーク 環境・リサイクル・高齢 者(福祉)	人間工学	情報(販売・流通情報システム)
手法等	情報収集法 発想法		情報(情報収集・分析・活用プロセス)
マーケティング	消費者保護 消費者心理・行動 顧客満足度(C.S.)		インテリア販売 情報(マーケティングリサーチ)

(インテリア産業協会編「インテリアコーディネーターハンドブック」より三和総合研究所作成)

(4) 各項目毎に必要とされる知識等のレベルの検討

デザインにおける資格・認定制度に必要とされる各項目のレベルは、対象とするデザイナーによって異なるものである。

ベースエンド型の考え方に基づく資格・認定制度の場合、必要項目のレベルは必ずしも当該項目の専門家レベルの知識を必要とせず、基本的な概略レベルのもので十分であると考えられる。

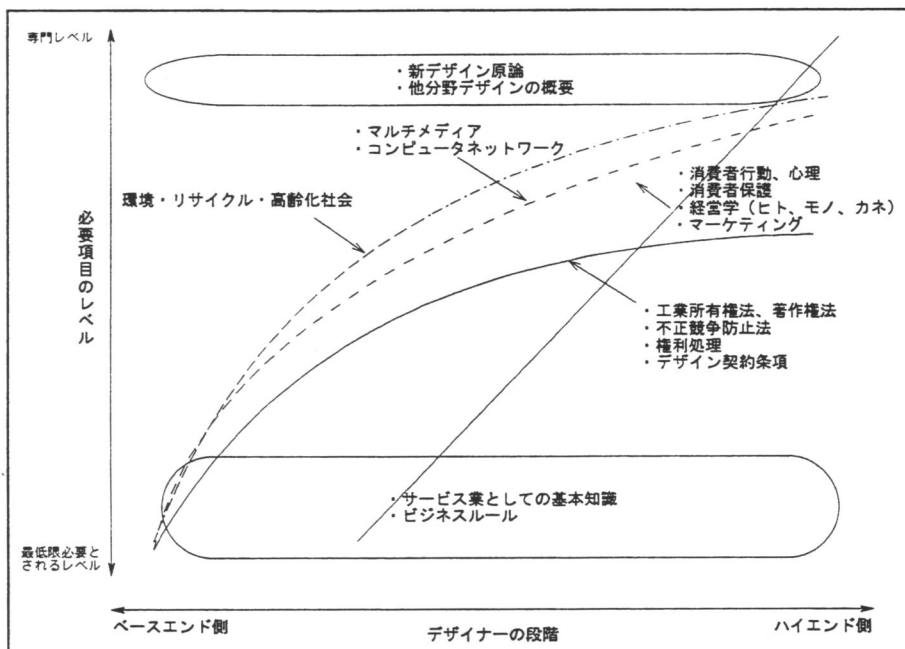
一方、ハイエンド型の考え方に基づく資格・認定制度の場合、項目に関しては(3)において検討した項目と共通するものも多いが、各項目毎に必要とされる知識等は、ベースエンド型と比べ、高いレベルが必要とされる場合が考えられる。両者に求められるレベルの差異の考え方を図Ⅱ-5、Ⅱ-6に示している。また、ハイエンド型においては、インダストリアルやグラフィック等、各デザイン分野毎に異なる項目が必要となることも考えられ、分野毎に項目を検討する必要がある。

現在、資格制度の導入が検討されている人間工学分野を参考としてみると以下の通りである。

人間工学全般に共通する項目をまず必須項目として設定しているが、そのレベルを相当高いレベル(大学院修士課程レベル)としている。また、人間工学の中でも衣服や航空工学等のより細かい専攻分野を設定し、各専攻分野毎に必須項目に加えオプション的な項目をカバーするといった検討がなされている。

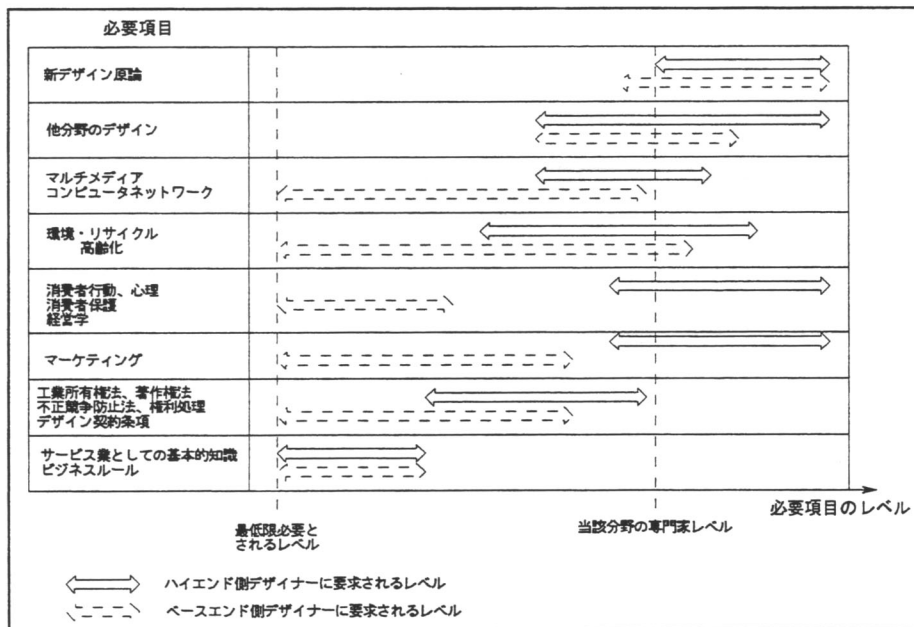
こうした人間工学分野における資格制度の検討状況は、デザインにおける資格・認定制度にとっても参考となる。すなわち、デザインはグラフィック、プロダクト、パッケージなどその対象分野が広いいため、各分野毎に必要とする科目が大幅に異なるといった事情がある。従ってまず全ての分野に共通した基礎的部分を設定し、その後、分野に応じたオプション的な項目を設定することにより、資格・認定制度を分野毎に適応させていくといった考え方が検討されよう。

図 II-5 ベースエンド型とハイエンド型に必要とされる項目のレベルの差異



(三和総合研究所作成)

図 II-6 必要とされる項目に求められるレベルのイメージ



(三和総合研究所作成)

(5) 資格・認定の付与方法

①資格・認定の付与方法の検討

資格・認定制度によりデザイナーの能力を客観的に評価し、資格・認定を付与方法については、以下の5点について検討する必要がある。

第1にどのような付与方法がデザインに適応するものか、すなわち、各種付与方法の中でどの方法がデザインにおける資格・認定制度に馴染むものかについての検討が必要である。

第2に資格・認定制度の趣旨により異なるものであるが、付与方法の性格として、出来るだけ多くのデザイナーに資格・認定を取得させようとする「取得推進型」か、司法試験などのように厳選して水準高い人のみに付与する「厳選型」のどちらが適するのかについての検討が必要であろう。

第3に、デザイナーの能力評価に際して、他の資格・認定制度にみられるように、試験の他に実技、面接など多様な能力評価方法を複数組み合わせることについても、必要に応じて検討する必要がある。

第4に、他の資格・認定制度の中には試験等の受験以外の方法により、資格を取得できる方法を設けている場合があり、デザインにおける資格・認定制度についても必要に応じて、複数の付与方法を設けることを検討する必要がある。

第5に、資格・認定の付与方法に新規入職者（教育機関を卒業してデザイナーになる者や他業界からデザイナーに転職する者など）と既存のデザイナーとの間に何らかの差異を設ける必要性の有無について検討する必要がある。

a)各種付与方法とその特徴等

一般的な資格・認定の付与方法とその特徴・効果について、デザインを念頭におきつつ表II-4に整理した。

表II-4に示したように、各付与方法にはそれぞれメリット・デメリットがある。一般的に試験や審査など何らかの客観的な評価基準を設けることができる方法が、資格・認定の信頼性、公平性を担保しやすいと考えられるが、(3)において検討したような必要とされる項目の中には、試験等による評価が困難な項目（コンサルティング能力、ビジネスルールなど）もあり、デザインにおける資格・認定制度においてどのような方法が馴染むかについては、今後さらなる検討が必要である。

表 II-4 資格・認定の付与方法の特徴・効果

	付与方法	特徴・効果
講習等	学校での履修／単位取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ (+) (必要最低) 知識の伝達 (習得) に有効 ・ (+) 網羅性の担保が可能 ・ (+) 知識習得の確認が出来る ・ (-) 対象者全員に対する方法とはなり難い ・ 免除要件／受験資格にすることも可能
	講習 (スクーリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (+) (必要最低) 知識の伝達 (習得) に有効 ・ (+) 網羅性の担保が可能 ・ (-) 知識習得の確認が出来ない
	講習 (通信教育)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (+) (必要最低) 知識の伝達 (習得) に有効 (但し、スクーリングよりは効果が薄い可能性) ・ (+) 網羅性の担保が可能 ・ (-) 知識習得の確認が出来ない
	講習 + 修了試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ (+) (必要最低) 知識の伝達 (習得) に有効 ・ (+) 網羅性の担保が可能 ・ (+) 知識習得の確認が出来る
試験等	試験 (ペーパー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (+) 知識習得の確認が可能 ・ (+) 難易度の設定が相対的に容易 ・ (+) 論文試験であれば考え方・論理性等を問うことが可能 ・ (-) 網羅性の担保が困難 ・ (-) 受験者がテクニク (過去問等) に走る可能性
	試験 (口頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (+) 知識習得の確認が可能 ・ (+) 知識以外 (アイデア、コミュニケーション等) を問うことも可能 ・ (+) 人物 (全体像) をみることが可能 → サービス産業としてのデザイナーの適性判断 等 ・ (-) 網羅性の担保が困難 ・ (-) 主観が入る可能性
	試験 (実技)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (+) デザイナーとしての技能の審査が可能 ・ (+) 問うことが可能な「知識」がある (PL法等) ・ (-) 問うことが困難な「知識」もある (契約、コンサルティング等)
審査等	作品審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ (+) デザイナーとしての技能の審査が可能 ・ (+) 問うことが可能な「知識」がある (PL法等) ・ (-) 問うことが困難な「知識」もある (契約、コンサルティング等)
	書類審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ (+) デザイナーとしての能力を測ることが可能 (デザイン実績 等) ・ (+) 考え方・論理性等を問うことが可能 ・ (-) 知識習得の確認が不可能
	実務経験	<ul style="list-style-type: none"> ・ (+) デザイナーとしての能力を測る指標とはなりうる (デザイン能力、ビジネス能力 等) ・ (-) 知識習得の確認が不可能 ・ 免除要件／受験資格にすることも可能

b)付与方法の性格

資格・認定制度の対象となるデザイナーを「ベースエンド型」とした場合、出来るだけ多くのデザイナーが資格・認定を取得することによって、デザインにおける問題点の解決等の目的が達成されることから、「取得推進型」が適切と考えられる。

「ハイエンド型」の場合、幅広い分野において高い水準の知識・能力を有するデザイナーを特定する必要性から、「厳選型」の方が適切であると考えられよう。

c)複数の能力評価方法による評価

デザインの場合、(3)において検討した必要とされる項目の中には、試験による評価が可能なものとそうでないものが混在している。また、デザインに関する技能等を評価する場合、実技試験による評価も考えられることから、必要に応じて、複数の能力評価方法を組み合わせることが考えられよう。

《能力評価方法を複数組み合わせた資格・認定制度の例》

- ・技能系資格：試験（ペーパー）＋試験（実技）
- ・消費生活コンサルタント：試験（ペーパー）＋試験（口頭）
- ・司法試験：試験（ペーパー＋口頭）→研修（2年）→登録
- ・公認会計士：試験（1次・2次）→実務補習（1年）＋実務（2年）→試験（3次）
- ・証券アナリスト：講習(1次)(通信教育)→試験(1次)(ペーパー)→講習(2次)(通信教育)
→試験(2次)(ペーパー)→実務(3年)

d)複数の付与方法

デザインに資格・認定制度を導入した場合、十分な知識を有していないデザイナーの中には、何らかの教育を受けた後、資格・認定の取得を希望することも考えられる。

試験等の付与方法により、資格・認定制度が実施された場合、こうしたデザイナーに対しては講習等を受講後、修了試験等に合格することを前提に資格・認定を付与するような対応も考えられ、必要に応じて複数の付与方法を検討する必要がある。

《複数の資格付与方法を併用している資格・認定制度の例》

- ・アマチュア無線技士：「国家試験」か「認定団体主催の講習会＋修了試験」の選択可能
- ・自動車免許：「試験場での試験」か「認定教習所の教習＋卒業検定」の選択可能

e)新規入職者と既存のデザイナーとの差別化

新規入職者と異なり、既存のデザイナーにはこれまでに蓄積されたビジネス面での実績があり、こうした実績を考慮し、書類審査や関連団体への加盟を要件とした資格・認定の付与について検討する必要がある。

②免除要件の検討

資格・認定を付与する際には、当該対象分野において既に一定の基準に達していると考えられる者に対して、①で検討されるような付与方法によらないで当該資格・認定を付与することも考えられる。その際、既に一定の水準に達していることの判断基準（免除要件）としては、一般的には、「実務経験」「学歴」「他資格の取得」などがある。

デザインに資格・認定制度を導入する際には、このような「免除要件」が必要であるか否か、必要である場合には何をもってその要件とするかについて検討する必要がある。

特に既存のデザイナーに対しては、①に示したようにこれまでの実績を考慮し、経験年数や関連団体への加盟等の一定の要件を満たしたデザイナーに対して「免除要件」の認定が必要であると考えられる。

○「実務経験」を要件とする事例

- ・ 測量士：測量士補を取得後3年間の実務経験を積んだ者
- ・ シューフィッター：
靴小売店または靴関連部門で3年以上の実務経験をもつ者を対象とした日本靴総合研究会が開催する講習「プライマリー・コース」を受講した者

○「学歴」を要件とする事例

- ・ 司書：
 - ①大学の文学部、教育学部、社会学部、教養学部などで、図書館に関する所定の科目を履修して卒業した者
 - ②文部大臣の委嘱を受けた大学が行う司書の講習を修了した者

○「他資格の取得」を要件とする事例

・行政書士：弁護士、弁理士、公認会計士、税理士であれば取得可能
 （弁護士であれば、行政書士、司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士の資格が登録申請（無試験）により取得可能）

③受験資格の検討

資格・認定を付与する際には、その付与方法の受験対象者を、当該資格・認定分野において既に一定の水準に達していると考えられる者に限定して実施することが考えられる。その際、既に一定の水準に達していることの判断基準（受験資格）としては、一般的には、「実務経験」「学歴」「他資格の取得」「年齢」などがある。

「インテリアコーディネーター資格制度」や資格制度の導入を検討している人間工学分野における検討プロセス等の事例研究によると、実務経験のないまま資格を取得することは、現実の業務上意味をなさないと考えられており、受験資格として一定の年齢制限（インテリアコーディネーター）や実務経験（人間工学）を取り入れている場合がある。また、受験資格ではないが、中小企業診断士資格試験においても、試験合格後に実際の企業に対する診断実習が登録要件として義務づけられており、実務経験が資格要件のひとつとして重要であることを示唆している。

このように実務経験の重要性についてはデザインにおいても同様であると考えられ、受験資格としての「実務経験」が検討される必要があるだろう。

○「実務経験」を受験資格とする事例

・インテリアプランナー：

①次の学歴と実務経験をもつ者

大卒で実務経験 2 年以上、3 年制短大卒で実務経験 3 年以上、2 年制短大卒で実務経験 4 年以上、高専卒で実務経験 4 年以上、高卒で実務経験 6 年以上、専門・専修・各種学校卒で所定の年数以上

②次の資格と実務経験をもつ者

1 級建築士は実務経験不要、2 級建築士または木造建築士で実務経験 2 年以上、商業施設士で実務経験 2 年以上、1 級室内装備設計士で実務経験 2 年以上

③実務経験 11 年以上の者

○「学歴」を受験資格とする事例

- ・アクチュアリー：大学を卒業した者、もしくは、それと同等以上の学力を有すると協会が認めた者
- ・国会議員政策担当秘書：
 - ①大学の卒業生または卒業見込者
 - ②資格試験委員会が①と同等以上の学力があると認める者

○「他資格の取得」を受験資格とする事例

- ・地図製図専門技術認定試験（1級）：
 - ①2級に合格し、測量士または測量士補の資格をもつ者
 - ②地図製図の実務経験が5年以上で、測量士または測量士補の資格をもつ者
- ・マイクロ写真士（1級）：2級資格を取得後2年以上経過した者

○「年齢」を受験資格とする事例

- ・インテリアコーディネーター：
 - ①一次試験は、満22歳以上であること
 - ②二次試験は、満25歳以上であること
- ・消費生活アドバイザー：
 - ①満28歳以上の者
 - ②28歳未満の者で、消費者相談窓口のある企業や公的機関で消費者関連担当部門に1年以上にわたり週2日間以上勤務した者

④更新登録制度の検討

例えば、インテリアコーディネーター、中小企業診断士は共に資格を半永久的なものとはせず、資格の有効期限を定め、期限到来時に更新できる制度を採用している。これは業務上必要な知識をブラッシュアップすること、名目のみの有資格者を排除することを目的とした制度であり、この考え方は自動車運転免許をはじめ多くの資格制度に取り入れられている。

デザインは急速に変化する社会を対象とする職域であり、恒常的な知識のブラッシュアップが必要なものと考えられ、資格・認定の更新登録、更新時の研修受講の義務づけ等、更新登録制度の必要性についても検討する必要がある。

⑤資格取得のための支援体制

デザインに資格・認定制度が導入された場合、資格・認定を取得しようとするデザイナーを支援する体制を確立することが必要である。検討に際しては、第 1 に資格・認定制度に必要とされる知識のカリキュラムへの反映など教育機関との連携、第 2 に資格・認定制度に対応したデザイナーに対するリカレント教育の実施方法や具体的な実施機関についての視点が必要である。

Ⅲ. デザインにおける資格・認定制度のあり方

1. デザインにおける資格・認定制度の基本的考え方

前章における検討を踏まえ、また、Ⅱ. 4. (1)において述べたように対象とするデザイナーを考慮することによって資格・認定制度の方向性が定まるといえよう。デザインにおける資格・認定制度の基本的な考え方については、以下のような2つがあげられる。

(1) ベースエンド型資格・認定制度

「ベースエンド」型のデザイナーを対象とした資格・認定制度である。デザイナーにとって必要とされる最低限の知識・情報を有していることを証明する資格・認定制度であり、他産業とのデザイン取引に必要な知識等を必ずしも十分に備えていないデザイナーを中心とした全てのデザイナーを対象とする。

ベースエンド型資格・認定制度により、デザイナーが一定の「品質」を利用者に提供できることを客観的に明示し、デザイナー全体のレベルの底上げ効果が期待できる。ベースエンド型資格・認定制度については排他機能は設けず、一定の能力を有することを明示する機能のみである。

(2) ハイエンド型資格・認定制度

「ハイエンド型」を志向するデザイナーを対象とした資格・認定制度である。すなわち、デザインマネジメント等の能力を有し、企画・コンサルティング分野においてもデザインができる、より選別された一部のデザイナーを対象とする資格・認定制度である。

この資格・認定制度は、全てのデザイナーに対して目指すべき目標を設定し、デザイナー全体を牽引しようとする考え方である。ハイエンド型資格・認定制度については、能力明示機能は当然として、想定される業務の責任の大きさから、必要に応じて排他機能を有することも検討されよう。

2. デザインにおける資格・認定制度の基本的方向性

1. において述べた、ハイエンド型とベースエンド型は独立した別個の資格・認定制度としてとらえるのではなく、ベースエンド型の延長上にハイエンド型を位置づけることや、両者を相互補完的な関係としてとらえることなど、両者の関係については今後とも検討していくことが重要である。

しかし、ハイエンド型資格・認定制度において必要とする項目を特定するためには、グラフィックやプロダクトなど、デザイン分野による差異が大きく、全てのデザイナーに共通した資格要素を抽出することは非常に困難である。

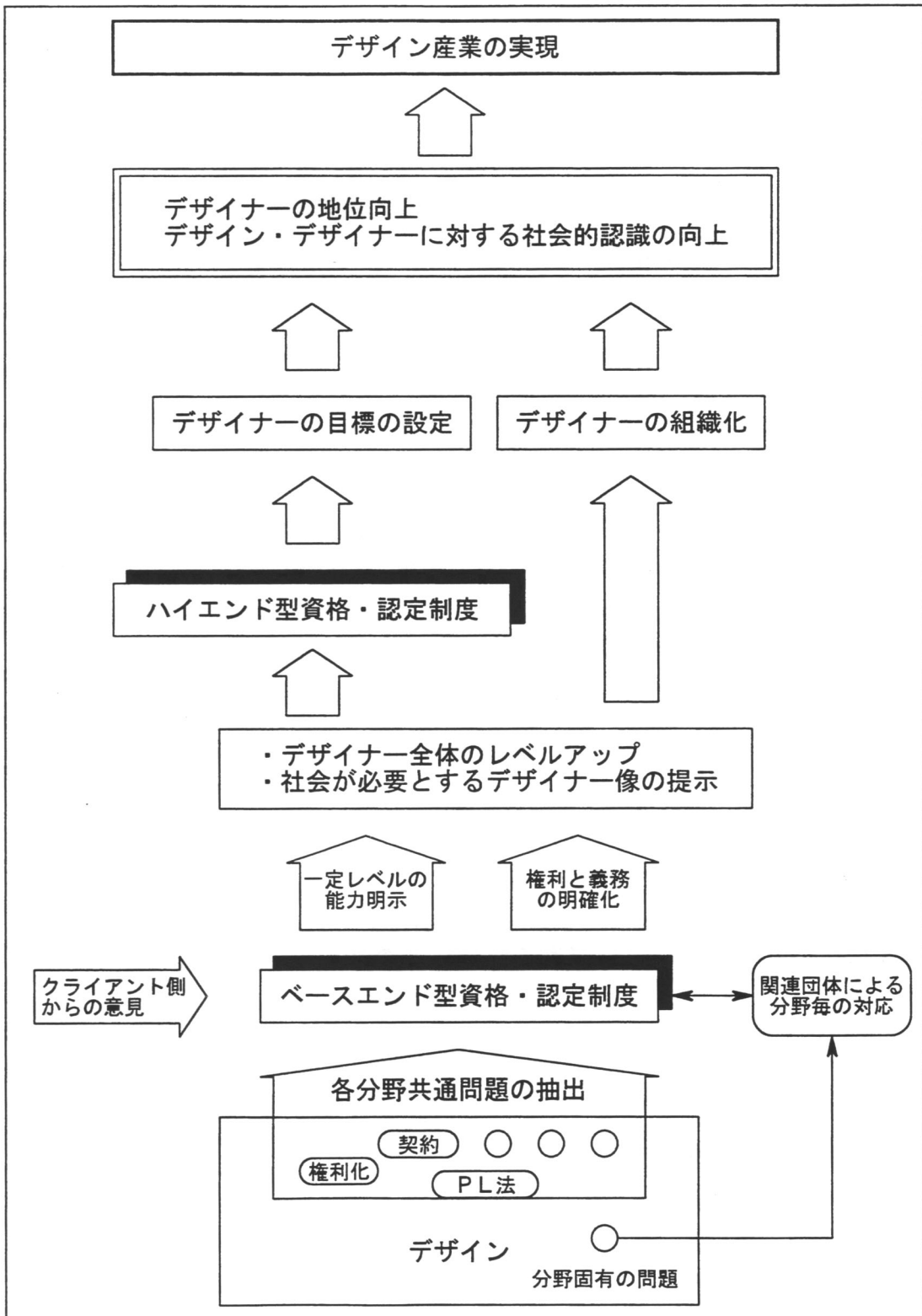
この点、ベースエンド型ではむしろデザイン全体に共通する課題に対応した共通の必要とされる項目を特定すればよく、分野毎に異なる対応をせずデザイン全体に取り組むことができる。

また、ベースエンド型に必要とされる共通の必要とされる項目には、前章において検討したように基礎的なレベルのものが多く、デザイナーの共通知識の足場固めを築く上でも、またデザイナー全体の一定レベルの確保、さらにこうしたレベルの向上に伴うデザイナーの社会的位置づけの向上にも有効といえよう。

ベースエンド型の資格・認定制度はデザイナー全体のレベルアップを通じ、図Ⅲ-1に示したようにデザイン産業実現の上で必要不可欠とされるデザイナーの社会的地位向上やデザインの社会的認知度の向上を段階的に実現するための出発点として位置づけることが考えられよう。

したがって本調査研究において検討されている資格・認定制度については、ベースエンド型資格・認定制度より検討をすすめることが適切と考えられ、今後必要に応じて、ハイエンド型資格・認定制度についても検討する必要がある。

図 III-1 ベースエンド型資格・認定制度を出発点としたデザイン産業実現のイメージ



3. 資格・認定制度の制度的枠組みの検討

(1) 制度的枠組みの検討に際しての課題

デザインにおける共通の課題をカバーし、意味のある資格・認定制度にするためには、以下に示す4つの視点及びそれぞれの具体的課題から制度の枠組みを考える必要がある。

①クライアントからの視点に対する有効性

資格・認定制度によって明らかになるデザイナーの能力は、クライアントにとって意味のある「デザイナー情報」としての機能を果たすことが必要である。そのためにはクライアントが求めている「デザイナー情報」の提供に有効であるのかといった視点からの資格・認定制度の制度的枠組みの検討が求められる。

②(資格・認定制度による)デザイナーに対するインセンティブの付与

資格・認定制度により、デザイナーに対して与えることのできるメリットを明確にし、デザイナーに対して何らかのインセンティブとなる資格・認定制度とすることが求められる。

③資格・認定制度実現の可能性

デザインにおける諸問題を早急に解決し、産業におけるデザイン活用促進を図るために、資格・認定制度の実現に要する時間や具体的な実施主体の検討が課題となろう。

また、資格・認定制度はどのような形態であれ一種の規制であるとの認識から、その実現に際しては、資格・認定制度に対する社会的ニーズの存在を明確にしていく必要がある。

④既に一定レベルに達している既存デザイナーへの対応

デザインに資格・認定制度を導入する上で、既に実際に社会で活躍しているデザイナーへの資格・認定の与え方について検討する必要がある。また、資格・認定制度の実現に際しては既存のデザイン関連団体との調整が必要であり、実現に向けて今後の取り組むべき課題のひとつである。

(2) 制度的枠組みの検討

資格・認定制度の枠組みとしては、法令（法律、省令、規則、告示等）に基づき実施される公的資格制度（国家試験等）、民間機関が独自に行う試験等による資格制度（民間資格）、講習等の受講により認定される資格などがあるが、デザインの分野においては以下の2つの方法が考えられよう。

①講習受講による資格・認定制度

資格・認定に必要とされる知識等をデザイナーに対して、セミナー・講習等の形式による教育を行う。受講デザイナーは講習等によりデザイナーとして必要な知識を得たものとして、例えば、「受講修了デザイナー（仮称）」として認定（登録）する制度である。

②公的資格制度に基づく資格・認定制度

「インテリアコーディネーター資格試験制度」のように法的な根拠をもつ公的資格試験制度を創設し、デザイナーとして必要とされる知識を試験によって評価し、合格者（一定基準に達しているデザイナー）に対して資格を与える制度である。

この場合、原則的に試験制度に対する法的根拠の他、実施機関の所管官庁による認可などが必要である。

③両制度の比較

「講習受講制度」と「公的資格試験制度」の両制度を比較すると、以下の表Ⅲ-1 に示したような相違点がある。

なお、公的資格試験といわれるものの中にも、必ずしも法的な裏付けのないものもあるが、本稿では最も典型的なものを想定して本表を作成している。

表 III-1 講習受講認定と公的資格試験の相違点の整理

	講習受講認定制度	公的資格試験制度
資格の位置づけ	・任意の民間資格	・公的資格
法的根拠の有無	・不要	・原則的に必要（規則、官報告示等）
資格の排他性	・なし	・なし
資格の信用力	・社会的信用力が低く、信用力向上のための枠組みの検討が別途必要である。	・原則的に官庁等により許認可を受けた団体が認定した資格であるため社会的信用力が高い
実施主体	・任意の個人、法人、団体等による実施が可能	・原則的に所管官庁の設置認可を受けている社団法人もしくは財団法人等の団体
能力の判定方法	・講習受講により能力を備えたものとみなす（必要に応じて修了認定試験等の実施も可能）	・原則として試験による評価 ・指定講習受講後、修了試験による評価
資格内容等の変更	・自由に変更が可能である	・変更の際して原則的に所管官庁の許可が必要である。
受験（受講）資格	・年齢制限等、必要に応じて設定可能であるが、必ずしも必要としない。	・必要に応じて設定可能であるが、必ずしも必要としない。
取得機会	・講習の開催回数によるため、何回でも可能	・他の公的資格と同様に年間1、2回程度が一般的である
実現化に要する時間	・民間資格であり、実施主体が実行することにより即実現が可能である。	・原則的に所管官庁による実施団体、資格試験実施の認可、官報による告示等が必要であり、時間的には相当必要である。
資格に対するニーズ	・必ずしも逼迫したニーズは必要としない	・一種の規制であり、社会的問題の顕在化など背景となる明確なニーズが必要とされる。
既存デザイナーへの対応性	・対応可能（経験年数、所属団体等による無条件付与が可能）	・経験年数等による一部科目受験免除などの措置が可能であるが、免除基準の設定において公平性の面で問題となる場合もある。
デザイナーにとってのメリット	・必要とされる知識の体得 ・デザイナーとしての客観的な能力の明確化	・デザイナーとしての公的な身分の明確化（公的融資制度等における活用が可能） ・デザイナーとしての客観的な能力の明確化

他資格との連携性	・ 国家、公的資格との連携は困難（民間資格であれば可能な場合もある）	・ 必要に応じて一部科目免除などの連携が可能（例えば、インテリアコーディネーターと連携など）
学校教育との連携性	・ 講習内容の教育機関における履修カリキュラムへの反映等により、講習受講なしに認定するなどの連携可能である。	・ 一定要件を満たした教育機関の卒業者に対して、一部科目免除等の措置も可能

（三和総合研究所作成）

表Ⅲ-1 に示した両者の相違点を踏まえ、両制度のメリットとデメリットを整理すると以下の表Ⅲ-2 のようになる。

表 III-2 講習受講認定と公的資格試験におけるメリット・デメリットの整理

	講習受講認定	公的資格制度
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意の民間資格であるため、自由に即実施が可能である。 → 実現に際してのハードルが低い ・ 既存デザイナーへの無条件認定等の対応が容易にできる。 ・ 必要とされる知識を備えていないデザイナーに対する教育プログラムの一環としての実施が可能である ・ 導入に際して既存のデザイナーからの反発が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的資格であるため、社会的信用が得られやすく、クライアントに対する信用を得ることができる。 ・ 社会的な身分および能力を公的に証明することが可能となり、デザイナーに対する資格取得のインセンティブとなり得る。 ・ 一定レベルのデザイナーが明確となり、デザイナーの組織化への活用が可能となる。 ・ 新規のデザイナーの目標として活用できる。 ・ 公的信用性により、学校教育に取り込む教育機関が見込まれ、教育との連携が容易にできる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修了認定試験を実施しない場合、必要な知識を習得したかどうかの確認ができない。 ・ 認定制度に対して社会的信用が得られるまで相当の時間がかかる。また、クライアント等から信用が得られない場合もある。 ・ 受講はデザイナーの意志による任意であるため、少数のデザイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実現に際しては、所管官庁が公的資格が必要との認識を得なければならない。その後、実施団体の認可、試験実施の認可の告示（法的根拠）等が必要とされ、実現には困難を伴う。 ・ 取引における問題の顕在化など社会的な要請が必要とされる。 ・ デザイナー、社会全体からの資

	<p>ナーのみの受講となる場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知識の習得機会提供以外の、デザイナーに対するインセンティブが小さい。 	<p>格に対する明確なニーズが必要であり、現段階ではコンセンサスが得られていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存デザイナーに対して何らかの優遇措置を講ずることは、公平性を保つ意味から問題となる場合もある。
--	---	---

(三和総合研究所作成)

表Ⅲ-1の両制度の比較、表Ⅲ-2の両制度のメリット・デメリットを考慮し、資格・認定制度の枠組み検討に際しての課題とされた各項目に対して、両制度が課題の解決にどの程度対応できるのかについて整理すると以下のように考えることができよう。

表 III-3 制度的枠組みの検討に際しての課題に対する対応性

	講習受講認定	公的資格制度
クライアントの視点	△	○
デザイナーに対するインセンティブ	△	○
制度の早急な実現可能性	○	×
既存デザイナーへの対応性	○	△

(○：課題の解決に対応できる △：課題の解決にあまり対応できない ×：課題の解決に対応が困難)

(三和総合研究所作成)

上記の結果を統括すると、講習受講による認定制度は、制度の実現性、既存デザイナーへの対応といった課題への対応性が優れているが、一方の公的資格制度はクライアントの視点やデザイナーに対するインセンティブの面での対応性に優れており、課題への対応性をみると両者はそれぞれ一長一短であるといえよう。

(3) 導入の手順及びその問題点など

両制度の比較から、公的資格制度については、確かに資格の社会的信用力の大きさ、デザイナーに対するインセンティブ付与の面などで大きなメリットがある。しかし、実現にあたっては

- ・デザイナーや社会全体からの資格に対するニーズを明確にすること
- ・デザインの取引において問題が顕在化しており、資格・認定制度の導入が社会的要請と位置づけられていることなどを明らかにすること

・公的資格試験の実施機関や試験実施についての認可（官報告示等）が必要など、さらなる検討が必要であり、現時点における実現には相当困難が予想される。

①具体的導入手順についての試案

デザインにおける諸問題の解決やデザインの産業化実現等の観点から、何らかの資格・認定制度の早急な導入が必要である。こうした背景を受けて、資格・認定制度の枠組みについては、将来的に公的資格制度の可能性を考慮するとしても、早急な資格・認定制度導入の観点から、現段階においては比較的实现の可能性が高い「ベースエンド型」デザイナーを対象とした「講習受講認定制度」からまず実施することで、デザイン分野の足固めをはかることが重要であろう。具体的な導入手順を考えると、以下の様に考えられる。

a)講習受講認定制度の実現

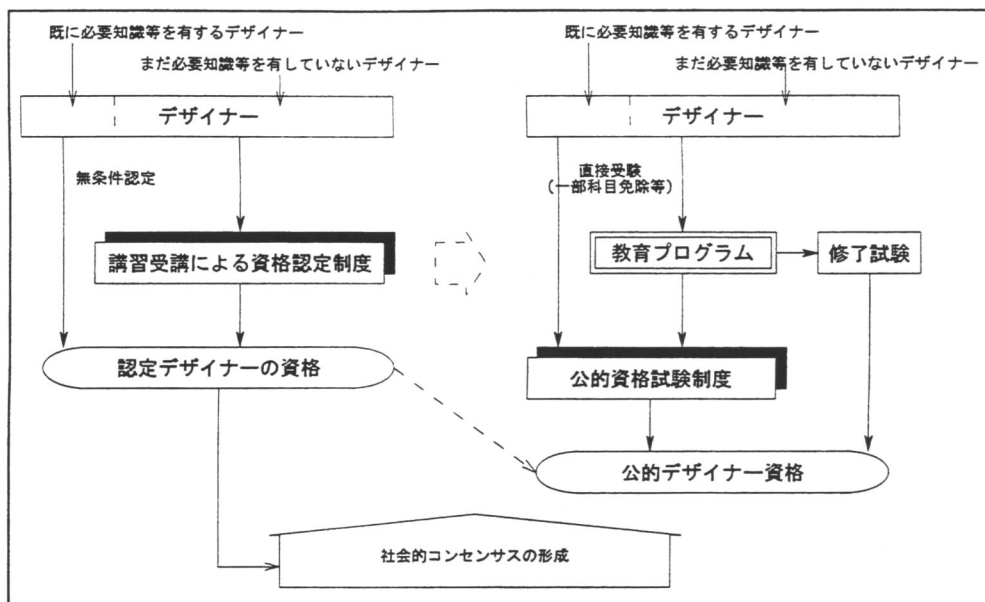
講習受講による「デザイナー認定制度」を導入し、デザインにおける資格・認定制度についての、デザイナーやクライアントに対する影響・効果等を検証しつつ、講習内容の充実をはかる。なお、講習受講による認定の実施を通じて、デザインにおける資格・認定制度の導入に対する社会的ニーズの明確化（社会的コンセンサスの形成）、その具体的内容についてのより詳細な検討を図ることが可能であり、そうしたプロセスの中で公的資格制度に係る検討につながる事が考えられる。

b)公的資格制度への発展的な移行

公的資格制度の実現については、背景となる社会的ニーズ等が明確にされた後、講習受講認定制度をベースとした段階的な展開による実現が考えられよう。

公的資格制度が実施されれば、ベースとなる受講認定制度は不要となるが、デザイナーが公的資格を取得するための教育プログラムとして、公的資格制度との並存や、講習受講後、修了試験に合格した者に対しても公的資格を与えるなど、公的資格制度とリンクしたシステム（例として、アマチュア無線技師の国家試験と指定講習受講および修了試験制度の関係などのような）として展開することも考えられよう。

図 III-2 資格・認定制度の段階的な展開のイメージ



②導入に際しての検討すべき項目

デザインに資格・認定制度を導入するに際して検討すべき項目として、以下のような項目があげられる。

a) デザイン関連団体との関係、役割の明確化

デザイン産業に資格・認定制度を導入し、現実に機能させるためにはデザイン関連団体の協力が必要不可欠である。今後、関係諸団体との間で以下のような点について協議し、資格・認定制度における各団体の役割について明確にしていくことが必要である。

○資格・認定制度における関連団体加盟デザイナーの位置づけ

各団体に加盟しているデザイナーに対する資格・認定の付与方法についての検討が必要である。

→例：優先的付与の可否、経験の評価、年齢制限等

○資格・認定制度において必要とされる項目の検討

各団体毎の特性（デザイン分野による特性）を反映した共通項目について検討する必要がある。

→例：コアコースと複数の選択コース制等

○デザイナーに対する周知・広報方法の検討

各団体に加盟しているデザイナーに対する資格・認定制度の利用促進方策について検討する必要がある。

→例：各団体による資格・認定制度の加盟デザイナーに対する受講（受験）の奨励

○（将来的な）各分野毎の資格・認定制度の検討

将来的に新たなデザイン分野の登場や社会環境の変化により新たに生じる知識に対応した資格・認定制度としていくためには、各団体を中心となった取り組みが必要である。

→例：制度の内容・講習項目の更新方法、更新頻度 等

また、特に将来的なハイエンド型資格・認定制度の検討においては、各デザイン分野の特性を反映した検討が必要であり、各団体による取り組みが求められる。

b) 資格・認定制度の実施主体のイメージ

資格・認定制度が導入される場合の実施主体は、今後、デザイン関連団体とも調整する必要のある事項であるが、具体的なイメージとしては例えば以下に示す形態の実施方法が考えられる（以下はあくまでも実施主体の例示である。）。

7) (財) 日本産業デザイン振興会「デザイン人材開発センター」

デザイナーに対する教育的側面（人材育成的側面）の強い講習受講認定制度の導入については、デザイナーに対する各種教育プログラムを展開している「デザイン人材開発センター」による実施が考えられる。

4) デザイン関連団体が複数参加する協議会

デザインにおける資格・認定制度は全てのデザイン分野に共通する問題であることから、デザイン関連の各団体が集まり組織される協議会のような主体が資格・認定制度を実施することが考えられる。

c) 教育へのフィードバック

資格・認定制度の導入にあたっては、教育の場との連携も今後の重要な検討課題である。社会的に資格に必要とされる能力・知識を盛り込んだカリキュラムの導入や教育の場から要請される能力・知識等の資格・認定制度への反映など、相互に補完できる体制のあり方について検討することが重要であろう。

また、新たに導入されるカリキュラム内容等を、いかに新卒者を含めて既存のデザイナーに広めていくかといった方策についても検討していく必要がある。

d)企業（インハウスデザイナー）の関与

デザイナー全体を視野に入れる場合、企業内におけるインハウスデザイナーの位置づけも重要であり、こうしたデザイナーを有する企業に対しても広く利用が可能となる制度とすることも重要な検討項目となろう。リカレント教育の一環として、もしくは企業内の特定のデザインに限定するのではなく、インハウスデザイナーも他のデザイン分野の能力を高められるような枠組みや、異業種デザイン交流の場として制度を利用する道を提供するといった工夫が検討できると考えられる。

IV. まとめ

1. デザインにおける資格・認定制度の意義

資格・認定制度はデザイン産業の構成要素となるデザイナーを特定し、デザイナーのネットワーク化を促進するなど、デザインの産業化を図る上で必要不可欠な方策である。

また、資格・認定制度はデザイナーが必要最低限の知識・能力を有することを明確化することにより、デザイン取引等において生じているトラブルを未然に防ぎ、クライアントに必要な「デザイナー情報」を提供するといった役割が期待されることから、産業におけるデザイン活用促進を図るものとして期待される。

このように資格・認定制度がデザインに導入されることは、デザイナーに対して社会が要請するデザイナー像を提示し、ある種の目標を与え、デザイナーのレベル向上による「デザイン産業」実現の機会を提供するものであるとともに、産業におけるデザインの活用を通じて、デザイナーの社会的地位を向上させ、デザイン産業の実現に大きく寄与するものと考えられる。

2. デザインにおける資格・認定制度の方向性

資格・認定制度において対象とするデザイナーをいかに考えるかによって「ベースエンド型」と「ハイエンド型」の2つの資格・認定制度が考えられる。ベースエンド型資格・認定制度は、デザインビジネスに必要な知識を十分に備えていないデザイナーに対し、リカレント教育を行うことによりデザイナー全体のレベルを向上させることが目的である。一方のハイエンド型では、一部の優秀なデザイナーを特定することによって、デザイナー全体に目標を与え、全体のレベルアップを図ろうとするものである。

こうした両者の特質を踏まえつつ、デザインにおける諸問題の解決、デザインの産業化を早期に図ることへの寄与といった観点から、何らかの形で資格・認定制度の導入が望まれることを考慮すると、ベースエンド型資格・認定制度をまず考えることが資格・認定制度の趣旨にかなうものであると考えられる。また、ハイエンド型についてはデザイン分野による差異に起因した必要項目の特定が困難なことなどから、当面はベースエンド型資格・認定制度より導入することとし、デザイナー全体のレベルアップを図ることが適当と考えられる。

なお、両制度は独立したものでなく、ベースエンド型の延長上にハイエンド型の資格・認定制度が位置づけられることから、今後、必要に応じてハイエンド型の資格・認定制度についても検討を行う必要がある。

3. デザインにおける資格・認定制度の枠組み

資格・認定制度の制度的枠組みとしては、講習等を受講したことを認定する民間資格である「受講認定制度」と「公的資格制度」について検討がなされた。「公的資格制度」については、資格・認定制度に対する明確な社会的要請が必要であるなど、当面は「受講認定制度」によりデザインに資格・認定制度を導入することが適切と考えられる。

今後、「受講認定制度」を通じて資格・認定制度に対する社会的ニーズ等が明確化された後、段階的に公的資格制度に移行することも検討されよう。

将来的に公的資格制度が検討される場合、本「受講認定制度」における資格要件を核とした制度とするなど、「受講認定制度」において蓄積されたノウハウ等を積極的に活用し、「受講認定制度」により付与された資格・認定との整合性についても検討することが重要であると考えられる。

また、資格・認定制度の実施主体や必要とされる項目については、今後、デザイン関連団体等との調整を含め、具体的事項に関する検討を行っていく必要がある。